

令和 4 年 度

都 市 局 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令和 3 年 8 月

国 土 交 通 省 都 市 局

目次

I. 令和4年度 概算要求総括表	1
II. 令和4年度 概算要求の基本方針	4
III. 令和4年度 概算要求主要事項	5
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	5
2. まちづくりのグリーン化の推進	7
3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり	9
4. デジタル技術・データを活用したまちづくり	10
5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進	11
6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組	12
IV. 令和4年度 新規・拡充要求等	13
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	
(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興	13
(2) 盛土による災害の防止	14
(3) 事前防災による安全な市街地の形成	15
(4) 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進	16
(5) 市街地開発事業等における無電柱化の推進	17
2. まちづくりのグリーン化の推進	
(1) エリア一体となったまちづくりのグリーン化	19
(2) CO ₂ 吸収源となるグリーンインフラの社会実装	20
(3) 環境に配慮した民間都市開発等の推進	21
(4) 国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進	22
3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり	
(1) 官民連携によるエリア価値の向上	23
(2) まちなかウォークブルの取組の更なる推進	24
(3) 駅まち空間の再構築の推進	25
(4) エリア価値向上に向けた自立的なまちづくりの推進	26
(5) 子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備	27
(6) コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進	28
4. デジタル技術・データを活用したまちづくり	
(1) スマートシティの実装化の推進	29
(2) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	30
5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進	
(1) 国際競争力強化のための都市再生の推進	31
(2) 都市開発の海外展開の推進	32
6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組	
(1) 首里城の復元に向けた取組	33
(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組	34
V. 令和4年度 税制改正要望事項	35
VI. 参考資料	36

I. 令和4年度 概算要求総括表

(1) 令和4年度 都市局関係予算 概算要求事業費・国費総括表

事 項	令和4年度要求・要望額 (A)		
	事業費	国 費	うち新たな 成長推進枠
国 営 公 園 等	39,701	34,497	8,207
うち国営公園等整備	11,723	11,723	5,145
うち国営公園等維持管理	17,430	17,430	3,062
市 街 地 整 備	301,545	112,479	28,120
住 宅 対 策	1,704	852	213
<u>一般公共事業計</u>	<u>342,950</u>	<u>147,828</u>	<u>36,540</u>
災 害 復 旧 等	744	406	0
<u>公共事業関係計</u>	<u>343,694</u>	<u>148,234</u>	<u>36,540</u>
行 政 経 費	4,898	2,836	669
<u>合 計</u>	<u>348,592</u>	<u>151,070</u>	<u>37,209</u>

(単位：百万円)

前年度 (B)		倍 率 (A／B)		備 考														
事業費	国 費	事業費	国 費															
34,389	29,045	1.15	1.19	1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある。 ・社総交（全体額） 744,121百万円 ・防安交（全体額） 1,029,051百万円														
8,917	8,917	1.31	1.31															
14,972	14,972	1.16	1.16	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)														
283,950	93,732	1.06	1.20															
				<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">令和4年度要求・要望額</th><th colspan="2">前 年 度</th></tr><tr><th>事 業 費</th><th>国 費</th><th>事 業 費</th><th>国 費</th></tr><tr><td>街 路 事 業</td><td>5,156,765 の内数</td><td>2,456,352 の内数※1</td><td>4,849,311 の内数</td><td>2,065,453 の内数</td></tr></table>	区 分	令和4年度要求・要望額		前 年 度		事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	街 路 事 業	5,156,765 の内数	2,456,352 の内数※1	4,849,311 の内数	2,065,453 の内数
区 分	令和4年度要求・要望額		前 年 度															
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費														
街 路 事 業	5,156,765 の内数	2,456,352 の内数※1	4,849,311 の内数	2,065,453 の内数														
1,418	709	1.20	1.20	※ 1. 「高規格道路、IC等アクセス道路その他」 (国費247,879百万円の内数) 等を含む。 ※ 2. このほか、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて街路整備に充てることができる。														
319,757	123,486	1.07	1.20	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 494百万円														
744	406	1.00	1.00	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザニン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
320,501	123,892	1.07	1.20	5. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。														
4,864	2,274	1.01	1.25															
325,365	126,166	1.07	1.20															

(2) 令和4年度 都市局関係予算 概算要求主要事項(国費)

(単位: 百万円)

事 項	令和4年度 要求・要望額 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)
国営公園等	34,497	29,045	1.19
国営公園等整備	11,723	8,917	1.31
国営公園等維持管理	17,430	14,972	1.16
市街地整備	112,479	93,732	1.20
都市構造再編集中支援事業	82,000	70,000	1.17
まちなかウォークアブル推進事業	300	200	1.50
都市・地域交通戦略推進事業	1,080	900	1.20
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	300	245	1.22
都市緑化推進支援事業	300	0	皆増
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,000	0	皆増
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,000	0	皆増
まちづくりファンド支援事業	450	450	1.00
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,400	2,000	1.20
国際競争拠点都市整備事業	15,400	12,820	1.20
住宅対策	852	709	1.20
密集市街地総合防災事業	787	674	1.17
一般公共事業計	147,828	123,486	1.20
災害復旧等	406	406	1.00
公共事業関係計	148,234	123,892	1.20
行政経費	2,836	2,274	1.25
コンパクトシティ形成支援事業	600	500	1.20
防災集団移転促進事業	162	45	3.62
復興事前準備主流化検討調査	20	10	2.02
官民連携まちなか再生推進事業	745	510	1.46
将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査	20	10	2.00
スマートシティ実装化支援事業	280	0	皆増
スマートシティ実装化支援調査	20	0	皆増
都市開発海外展開支援事業	75	65	1.15
都市開発の海外展開に向けた調査	168	148	1.14
2027年国際園芸博覧会事業	83	0	皆増
2027年国際園芸博覧会検討調査	30	36	0.83
アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査	12	10	1.20
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00
合 計	151,070	126,166	1.20

(注) 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。

Ⅱ. 令和4年度 概算要求の基本方針

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、これに屈しない強靱なまちづくりが必要です。また、グリーン化やデジタル化の推進、ポストコロナにおける多様な住まい方・働き方を見据えるなど、新たな経済社会に対応したまちづくりも重要です。このため、次の2点を柱に概算要求に取り組めます。

第一に、**防災・減災まちづくりの更なる推進**です。防災・減災を主流化したコンパクトシティの形成を進めつつ、令和3年7月1日からの大雨災害等からの復旧・復興まちづくりの着実な推進、安全な市街地の形成などに取り組めます。

第二に、**コンパクトでゆとりとにぎわいあるまちづくり**の推進です。都市内のエリア単位での「グリーン化」、地域資源を活用してエリア価値を高める「ポストコロナに対応したまちづくり」、これを支える「デジタル技術・データ活用まちづくり」を進めます。

防災・減災、国土強靱化

- 防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進
- 令和3年7月1日からの大雨災害等からの復旧・復興
- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進、安全な市街地の形成等



防災・減災まちづくりの更なる推進

グリーン化

- 脱炭素先行地域と連携して
 - ・エネルギーの面的利用
 - ・グリーンインフラの社会実装
 - ・環境に配慮した民間都市開発等をエリア一体となって推進

ポストコロナ対応

- 変化・多様化する人々のニーズに対応するため、まちの資源として存在する官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリア価値を向上

デジタル技術・データ活用

- スマートシティの推進や3D都市モデル（Project PLATEAU）など、データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービスを展開



コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちづくりの実現

Ⅲ. 令和4年度 概算要求主要事項

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、事前防災による安全な市街地の形成などを推進する。

また、令和3年7月1日からの大雨をはじめとした大規模自然災害の被災地における早期の復旧・復興まちづくりや防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策を着実に推進するとともに、市街地開発事業等における無電柱化等を推進する。

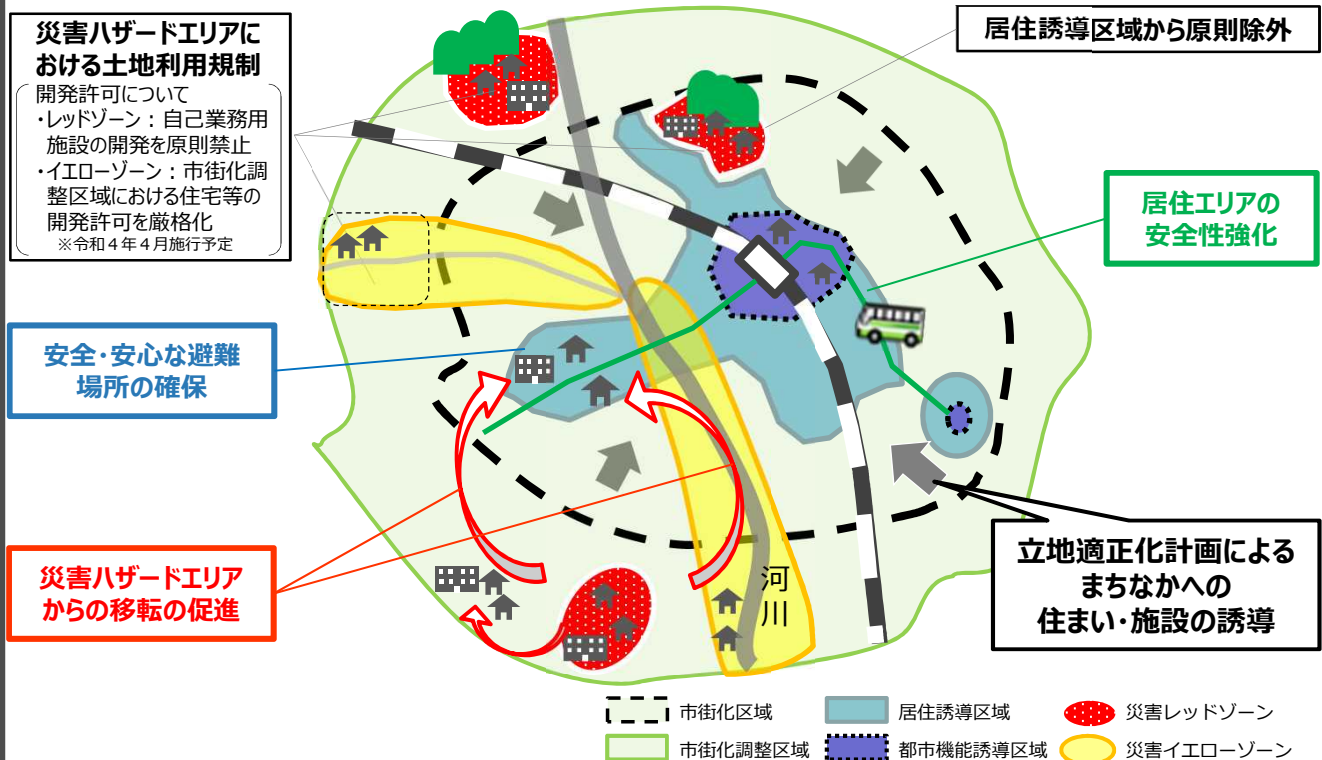
施策の概要

① 防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進

○ 安全でコンパクトなまちづくり

「流域治水」の考え方なども踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」等に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性強化、避難場所の確保等を総合的に推進する。

誘導・規制等を総動員し、**災害が起きてからではなく、起きる前の「事前防災」のまちづくりへ**



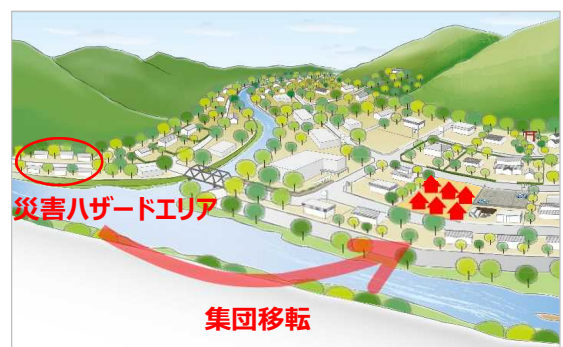
② 事前防災による安全な市街地の形成

○ 災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、復興事前準備の取組を推進する。

【都市防災総合推進事業 復興事前準備主流化検討調査】

○ 災害の危険性の高い地域から安全な地域への災害前の集団移転を促進する。

【防災集団移転促進事業】



③ 近年の大規模自然災害からの復旧・復興

令和3年7月1日からの大雨

平成23年3月 東日本大震災



土石流被害（静岡県熱海市）
国土地理院 令和3年7月5日撮影



整備が進む復興再生拠点
（福島県双葉郡大熊町）



国営追悼・祈念施設
（宮城県石巻市、石巻南浜津波復興祈念公園内）

- 宅地内に堆積した土砂等の撤去 【都市災害復旧事業】
- 地震・津波被災地域の宅地造成はすべて完了
- 被災した地域の復興まちづくりの方針策定を支援
- 福島復興再生拠点の整備等による復興まちづくりを支援
- 地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設を整備 【国営追悼・祈念施設整備事業 等】

④ 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進

- 防災公園の機能確保
- 都市公園の老朽化対策
- グリーンインフラを活用した防災・減災



穂保高台避難公園（長野県長野市）
風水害に対応した防災公園の高台化の整備イメージ

【国営公園等事業 都市公園・緑地等事業】



老朽化した照明施設の改修イメージ

【国営公園等事業 都市公園・緑地等事業】



四條堀川交差点（京都府京都市）
雨水貯留浸透機能を有する雨庭のイメージ

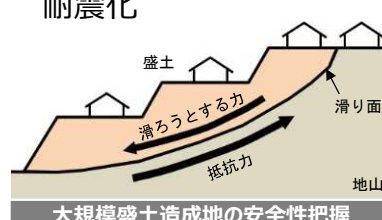
【都市公園・緑地等事業
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】

- 災害に強い市街地形成
- 大規模盛土造成地等の耐震化
- 地下街の耐震性向上等



ピロティ化
止水板の設置
医療・福祉施設等の
防災機能強化のイメージ

【都市構造再編集中支援事業
都市再生区画整理事業】



大規模盛土造成地の安全性把握

【宅地耐震化推進事業】



三宮地下街（兵庫県神戸市）
地下街の耐震改修のイメージ

【地下街防災推進事業】

⑤ 市街地開発事業等における無電柱化の推進

- 近年の災害の激甚化・頻発化に伴い無電柱化の必要性が高まる中、市街地開発事業等について支援を拡充するなど、意欲ある事業主体の無電柱化の取組を促進する。

【無電柱化まちづくり促進事業】



土地区画整理事業による無電柱化
（熊本県熊本市）

※ 盛土による災害の防止に向けた総点検を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。

2. まちづくりのグリーン化の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域と連携して取組を推進する。

都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進やウォーカブルな空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等の取組を総合的、重点的に支援する。

施策の概要

＜カーボンニュートラルに向けた都市局の取組＞

脱炭素先行地域内の取組

- 脱炭素先行地域※¹における取組に対する集中的・重点的な支援
- 樹木主体の都市公園整備の支援要件を緩和※²
- 一定の要件を満たす民間建築物等の屋上緑化等の支援※²

※¹ 地域脱炭素ロードマップに位置付けられた先行的な取組実施地域

※² 緑化地域又は緑化重点地区を含む



屋上緑化



環境に配慮した
民間都市開発



公園管理所に
設置した太陽光パネル

脱炭素先行地域を含めた全国での取組

- まちづくりと連携した効率的な脱炭素化の推進
 - ・再生可能エネルギー施設やエネルギー貯留施設等への支援の拡充
 - ・国営公園等における再エネ発電施設導入の推進
- 民間資金を活用した脱炭素型まちづくりの推進
 - ・環境に配慮した民間都市開発事業への金融支援の拡充
- グリーンインフラの社会実装
 - ・CO₂吸収源となるグリーンインフラの社会実装の推進
- デジタル技術を活用した脱炭素化の推進
 - ・太陽光シミュレーションへの3D都市モデルの活用

都市構造の変革

人口減少を見据えた サステナブルでグリーンな 都市構造の構築

(取組例)長野県小諸市



集約化による賑わいの創出



公共交通網の整備
(コミュニティバス)

街区単位での変革

面的な取組による災害対応力 の強化と脱炭素化への貢献 (民間都市開発への支援)

(取組例)大手町・丸の内・有楽町地区



熱導管の整備



民間緑地の創出

グリーンインフラの社会実装

樹木主体の公園整備の推進 による都市の緑の確保

(取組例)兵庫県立尼崎の森中央緑地



樹木主体の都市公園

＜都市内のエリア一体となった脱炭素の取組イメージ＞

脱炭素先行地域を含む全国で、様々な地域特性等に応じた効果的、効率的な取組を組み合わせる。

大都市部における 都市再生×脱炭素型まちづくり

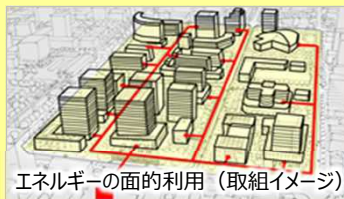
民間都市開発にあわせて、屋上・壁面等の緑化、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギー等の活用によるエリア脱炭素化を推進する。

- 環境に配慮した民間都市開発事業に対する支援



【メガシティ支援事業】

- エネルギーの面的利用の更なる強靱化、効率化を支援



【国際競争拠点都市整備事業】

- 民間建築物等の屋上・壁面等の緑化の取組を支援



【都市緑化推進支援事業
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】

地方部における 都市のコンパクト化×脱炭素型まちづくり

都市のコンパクト化にあわせて、公共公益施設と再生可能エネルギー施設の一体整備や吸収源となる樹木主体の都市公園整備等によるエリア脱炭素化を推進する。

- コンパクト・プラス・ネットワークに資する取組について支援



【都市構造再編集中支援事業
都市再生整備計画事業 等】

- 公共公益施設と再生可能エネルギー施設の一体整備を支援



【都市構造再編集中支援事業
都市再生整備計画事業 等】

- 樹木主体の都市公園の整備について支援



【都市公園・緑地等事業】

歩行者中心の交通ネットワーク形成×脱炭素型まちづくり

総合的な都市交通システムの整備、ウォーカブルな空間形成にあわせて、エネルギー供給インフラ、太陽光発電等の導入による歩行者中心のエリア脱炭素化を推進する。

- 公共交通の利用促進やウォーカブルな空間形成について支援



【都市・地域交通戦略推進事業
まちなかウォーカブル推進事業 等】

- 総合交通体系の構築とあわせて、太陽光発電やEV充電器等の供給インフラ整備を支援



【都市・地域交通戦略推進事業
まちなかウォーカブル推進事業 等】

- 公共交通施設や歩行空間等の緑化について支援



【都市・地域交通戦略推進事業
まちなかウォーカブル推進事業 等】



3D都市モデル等デジタル技術の活用による更なる脱炭素化の推進

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

新型コロナウイルス感染症を契機として変化・多様化する人々のニーズに対応するため、都市・居住機能が集積するまちなかにおいて、官民連携により、既存ストックの活用による身近なエリアの価値を高めつつ、「居心地が良く歩きたくなる」空間（ウォーカブル空間）の形成を推進し、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりに取り組む。

施策の概要

①官民連携によるエリア価値の向上

暮らしや働きなどの身近なエリアにおいて、地域の関係者の官民連携により、地域の資源として存在する既存ストックを最大限に利活用し、エリアの価値の向上を進める取組を新たに支援する。

まちの改修・改変・高質化による使いやすい空間へ



青空駐車場を広場へ転換
(愛媛県松山市)



既存建物を活用した
コワーキングスペースの設置
(大分県別府市)

まちへのサービスの導入



混雑状況を把握するための
カメラの設置と情報発信



シェアモビリティの導入

【都市構造再編集中支援事業 まちなかウォーカブル推進事業 都市再生整備計画事業 等】

②まちなかウォーカブルの取組の更なる推進

まちなかウォーカブルの取組を更に推進するため、グリーン化、デジタル化、子ども・子育て支援等の重点的に取り組むべき課題と連携したまちなかづくりに対し、計画策定段階からの支援を追加する。

官民の多様な関係者による まちづくりビジョンの策定・共有



官民で共有するまちづくりビジョン

「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成



多様な空間の利活用



駅前広場を活用した店舗の設置

【まちなかウォーカブル推進事業 官民連携まちなか再生推進事業 等】

③子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備

公園施設のバリアフリー化や感染症防止対策などのモデルとなる公園の整備を推進するとともに、国営公園において全国の都市公園におけるユニバーサルデザインの取組を牽引できるモデルエリアの整備等を行う。

【国営公園等事業 都市公園・緑地等事業】



ユニバーサルデザイン遊具の設置
都立砧公園 (東京都世田谷区)

④コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進

生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の取組を促進。広域連携によるまちなかへの都市機能の充実に向けた支援強化など、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に推進する。

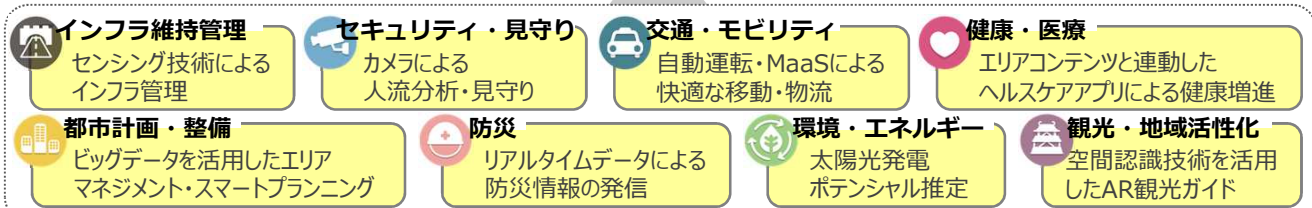
【コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業 等】

4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

新技術や官民データの活用による都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出に向け、住民満足度の向上やグリーン化など多様で持続可能な「スマートシティ」の社会実装を加速するため、モデルプロジェクトを支援するとともに、センサー等のデジタル技術の都市空間への実装を支援する。また、「スマートシティ」を始めとしたまちづくりのDXを進めるため、基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する。

施策の概要

住民満足度の向上、グリーン化など多様で持続可能なスマートシティを構築



都市におけるサービスの展開



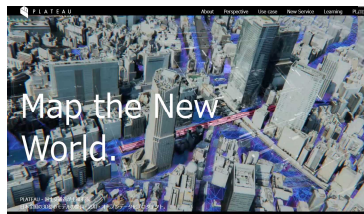
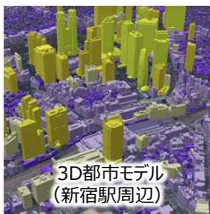
データを取得、連携

【スマートシティ実装化支援事業 スマートシティ実装化支援調査】

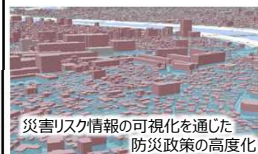
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト“PLATEAU（プラトー）”

3D都市モデルの整備・オープンデータ化

- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した3D都市モデルを整備（現在約60都市）し、広く一般に公開



3D都市モデルの活用（ユースケース開発）



- まちづくり、防災、モビリティ、カーボンニュートラル等の多様な分野でユースケースのリーディングケースを開発

【都市空間情報デジタル基盤構築調査 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業】

国土交通省都市局の主な取組

- ① 牽引役となるモデル事例の構築と全国への普及促進
- ② まちづくりDXの基盤となる3D都市モデルの整備・活用支援
- ③ デジタル技術の都市空間への実装支援

5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進

国際的な都市間競争が激しさを増す中、今後も我が国経済の牽引役として期待される拠点都市において国際競争力を高めるため、拠点における重要インフラ整備への支援や、大臣認定制度による民間投資の促進等を行う。

また、都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図る。

施策の概要

① 都市拠点におけるインフラ整備等の推進

都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業等を重点的かつ集中的に支援し、民間投資を促進する。

【国際競争拠点都市整備事業】

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備
- ⑤市街地再開発事業 ⑥土地区画整理事業
- ⑦BRTの整備
- ⑧①～⑦と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

② 民間事業者による都市再生事業の推進

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、金融・税制支援を講じることにより、民間の都市開発事業を推進する。

【メザニン支援事業】

支援内容

- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

〈整備例〉渋谷駅周辺開発

基盤整備

土地区画整理事業等（総事業費約740億円）

金融支援

メザニン支援 1件（支援総額約70億円）



民間投資

民間投資総額
約2,600億円
（大臣認定事業 4件）

提供：渋谷駅前エリアマネジメント協議会

③ 都市開発の海外展開の推進

大規模開発に関するノウハウを有する都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件にファイナンス面等を含めて対応し、都市開発の海外展開を推進する。

【都市開発海外展開支援事業
都市開発の海外展開に向けた調査】

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化



案件発掘・形成調査（ファイナンス面等を強化）

日本企業による受注・投資の促進

許認可
取得支援

JOINによる
出資等



日本企業が参画したTOD型開発
（ベトナム ホーチミン郊外都市開発 イメージ図）

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和4年の本体工事着工、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

また、2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。

施策の概要

① 首里城の復元に向けた取組

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

○木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損含む）

○大龍柱補修作業等の復元過程の公開や首里城赤瓦漆喰はがしボランティア等の取組を実施



火災直後



現在の様子
(令和3年7月撮影)



大龍柱補修作業の公開



首里城赤瓦
漆喰はがしボランティア

② 国際園芸博覧会に向けた取組

「幸せを創る明日の風景」をテーマに、2027年3月～9月に開催する2027年国際園芸博覧会について、花と緑を通じた新たなライフスタイルを提示する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

【2027年国際園芸博覧会事業 2027年国際園芸博覧会検討調査】

■ 2027年国際園芸博覧会の会場イメージ



■ 屋外展示のイメージ



世界各国の風土・文化・伝統や花き・園芸産業を支える技術など、多様な庭園

■ 屋内展示のイメージ



高品質な花きや各国・各地の魅力的な植物、最先端の育種技術の展示

IV. 令和4年度 新規・拡充要求等

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興

都市災害復旧事業 補助	1.5億円 (1.00倍)
都市再生区画整理事業、宅地耐震化推進事業 防交	10,291億円の内数
国営追悼・祈念施設整備事業 直轄	4.9億円 (1.40倍) 等

近年の様々な大規模災害からの復旧・復興を着実に推進する。また、東日本大震災の被災地に対しては、追悼と鎮魂等の場の整備等により、引き続き復興を支援する。

自然災害からの復旧・復興にかかる対応

① 近年の主な大規模自然災害からの復旧・復興への支援

令和3年7月1日からの大雨



- 宅地内に堆積した土砂等の撤去
・宅地内に堆積した廃棄物や土砂等を迅速に撤去するため環境省と連携して支援
- 被災した地域の復興まちづくり
・住宅が流失するなど局所的かつ甚大な土石流災害が生じるとともに、更なる災害発生が懸念される熱海市に対し、早期復興に向けたまちづくりの方針策定を重点的に支援

令和2年7月豪雨



- ・人吉市中心部において被災市街地復興推進地域が都市計画決定
- ・被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業に係る支援を充実

平成30年9月北海道胆振東部地震



被災直後



宅地の復旧の様子（札幌市清田区里塚）

- ・宅地の耐震化について、令和4年度の復旧完了に向け、3市町において事業を実施

平成28年4月 熊本地震



- ・熊本城公園復旧(天守閣完了)
- ・熊本市内で引き続き、液状化対策工事を実施
- ・益城町中心部では、土地区画整理事業等によるまちの復興を支援

② 東日本大震災の復興まちづくりへの支援

- 被災市街地の復興まちづくり
・地震・津波被災地域における宅地造成はすべて完了
- ・原子力災害被災地域における福島復興再生拠点等について、引き続き整備を促進



- 国営追悼・祈念施設
・福島県に設置する施設について、令和7年度内の完成を目指し、整備を推進
- ・岩手県、宮城県に設置した施設について、適正な維持管理を実施



1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 盛土による災害の防止

宅地耐震化推進事業 防交交 **10,291億円の内数**

大規模盛土造成地の安全対策に取り組むとともに、令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土の総点検を行い、安全性を確保するために必要な対応策を検討する。

宅地耐震化推進事業（現行制度の概要）

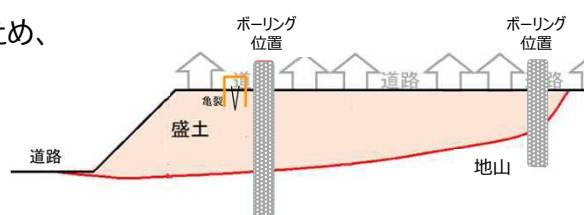
○ 大規模盛土造成地の変動予測調査

大規模盛土造成地の滑動崩落等の被害を防ぐため、地盤調査等の安全性把握調査を実施する。

事業主体：地方公共団体等

交付率：1/3、1/2（令和4年度まで）

＜ 大規模盛土造成地の地盤調査の例 ＞



安全性が不足することが確認された場合

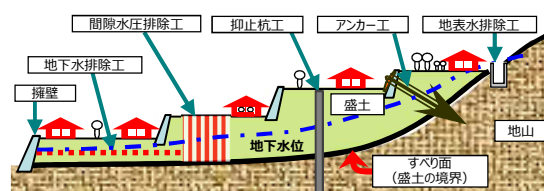
○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

地盤調査等の結果、安全性が不足することが確認された大規模盛土造成地について、安全性が確保できるよう対策工事を実施する。

事業主体：地方公共団体等

交付率：1/4（一定の要件を満たす場合1/3、1/2）

＜ 対策工事の例 ＞



盛土による災害の防止

○ 盛土による災害の防止に向けた総点検と対応策の検討

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害



土石流被害（静岡県熱海市）
国土地理院 令和3年7月5日撮影

国土交通省において盛土の可能性のある箇所を概略的に抽出し、危険な盛土の総点検を行うとともに、点検状況等を踏まえ、有識者会議・関係府省庁連絡会議において、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策について検討する。

※ 盛土による災害の防止に向けた総点検を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(3) 事前防災による安全な市街地の形成

都市防災総合推進事業	防災交	10,291億円の内数
復興事前準備主流化検討調査	調査	0.2億円 (2.02倍)
防災集団移転促進事業	補助	1.6億円 (3.62倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	7,441億円の内数

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に対応するため、引き続き防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進するとともに、復興事前準備や、災害の危険性の高い地域から安全な地域への移転、特別緑地保全地区における雨水貯留浸透機能の向上を推進する。

事前復興まちづくりの加速化

- 災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を推進する。

復興事前準備主流化検討調査

- ・事前復興まちづくり計画策定のためのノウハウを整理した**ガイドライン**を策定し、地方公共団体に周知

都市防災総合推進事業（拡充）

- ・事前復興まちづくり計画策定を**支援対象に追加**
- ・計画策定済みの地方公共団体に対しては、**被災した場合の復興事業についても重点的に支援**

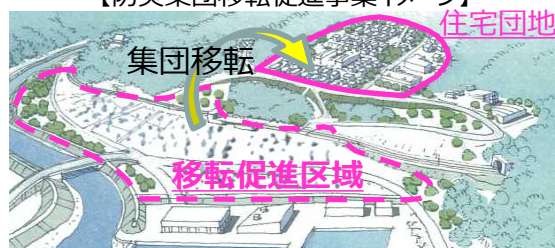
防災集団移転促進事業

- 巨大地震による津波災害及び激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害の危険性の高い地域からの住宅の災害前の集団移転を促進する。

地方公共団体への国庫補助対象となる主な経費

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費

【防災集団移転促進事業イメージ】



都市公園・緑地等事業

- 特別緑地保全地区（指定計画地を含む）における緑地保全利用施設の整備対象に「雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設」を追加する。

▼ 雨水貯留浸透機能を高める植栽

草地の樹林地化や林相転換 等

※一般的に、裸地・草地より樹林地、針葉樹林より落葉広葉樹林の方が機能が高いとされる。

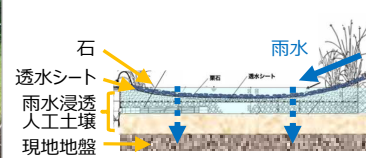
▼ 雨水貯留浸透機能を高める施設

浸透機能を有する地盤に加え、地表面に植栽を施したいわゆる「レインガーデン」の整備 等



区立上用賀公園
(東京都世田谷区)

<レインガーデンのイメージ>



レインガーデンの構造例

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(4) 防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策の着実な推進

近年の激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震の発生リスク、インフラの老朽化に対し、災害から国民の命と暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化の加速化・深化は必要不可欠である。

このため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）に基づき、着実に事業を推進する。

防災・減災、国土強靱化のための 5 年加速化対策

防災公園の機能確保

多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

【KPI】機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園（約 160 箇所程度）の対策実施率

- 現状：－ ⇒ 令和 7 年度達成目標：80%
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
令和 13 年度 ⇒ 令和 9 年度



広域防災拠点

三木総合防災公園
(兵庫県三木市、202ha、県事業)



防災公園の
整備イメージ



物資の集積・配送拠点
となる運動施設

都市公園の老朽化対策

都市公園においてインフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。

【KPI】インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園（約 66,000 公園）のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合

- 現状：31% ⇒ 令和 7 年度達成目標：80%
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
令和 12 年度 ⇒ 令和 9 年度



施工前



施工後

老朽化した園路の
改修イメージ

グリーンインフラを活用した防災・減災

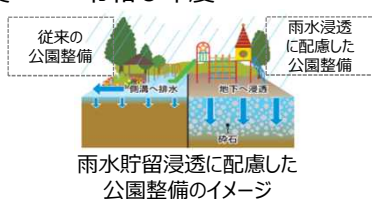
雨水の貯留浸透機能等の高いグリーンインフラの創出・保全等災害の低減に資する取組を支援する。

【KPI】全国の主要都市（30 都市を想定）における防災・減災に資するグリーンインフラの取組み実施率

- 現状：10% ⇒ 令和 7 年度達成目標：90%
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
令和 11 年度 ⇒ 令和 8 年度



雨水貯留浸透施設を
備えた公園緑地の整備
(神奈川県横浜市)



雨水貯留浸透に配慮した
公園整備のイメージ

災害に強い市街地形成

災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。

【KPI】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和 3 年度以降に取組む地区（40 地区）の対策実施率

- 現状：－ ⇒ 令和 7 年度達成目標：70%
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
令和 12 年度 ⇒ 令和 9 年度

【医療・福祉施設等の防災機能強化のイメージ】



ピロティ化



止水板の設置



電源設備の高層階設置

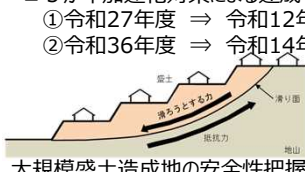
大規模盛土造成地等の耐震化

個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等の安全性の確認・把握等を実施する。

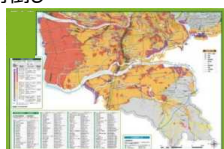
【KPI】①大規模盛土造成地を有する約 1,000 市区町村における、安全性把握調査の着手率

②液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数

- ① 現状：4.1% ⇒ 令和 7 年度達成目標：60%
- ② 現状：－ ⇒ 令和 7 年度達成目標：25 市区町村
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
① 令和 27 年度 ⇒ 令和 12 年度
② 令和 36 年度 ⇒ 令和 14 年度



大規模盛土造成地の安全性把握



液状化ハザードマップの高度化

地下街の耐震性向上等

耐震対策・漏水対策、避難施設や防災施設整備により利用者等の安全な避難等のための適切な機能を確保する。

【KPI】全国の地下街 79 箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

- 現状：57% ⇒ 令和 7 年度達成目標：80%
- 5 年加速化対策による達成年次の前倒し
令和 18 年度 ⇒ 令和 15 年度



柱の耐震改修



天井板の耐震改修

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(5) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

無電柱化まちづくり促進事業 社総交 **7,441億円の内数**
防交安 **10,291億円の内数**

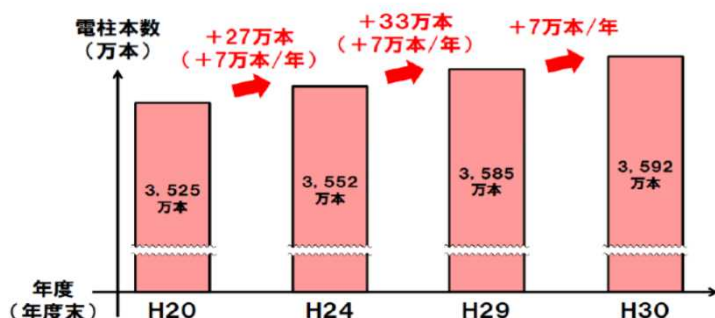
近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、市街地における無電柱化の必要性が高まる中、市街地開発事業等（土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発許可を受けて行う開発行為等）に伴う電柱の増加を抑制すべく、支援の拡充を含めた様々な施策を複合的に展開し、意欲ある事業主体の無電柱化の取組を促進する。

無電柱化の推進

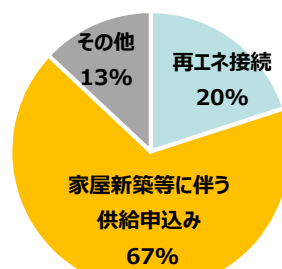
(無電柱化推進の必要性)

- 電柱の本数は、年間7万本程度のペースで増え続けている状況
- 増加本数のほとんどが、家屋新築などに伴う供給申込み対応や太陽光等の再生エネルギーの系統連系申込み対応によるもの
※うち、市街地開発事業等に伴い、年間1万5千本程度の電柱が増加と試算
- 令和3年5月策定の新たな「無電柱化推進計画」は、「新設電柱の抑制」「コスト縮減」「スピードアップ」を柱に位置付け

電柱本数の推移



電柱新設の要因



※電柱新設の要因分析が可能な5社における平成29年度のサンプル調査結果（電気事業連合会調べ）

(複合的な施策の展開)

- 低コスト手法の普及拡大…円滑な合意形成による工期短縮、地上機器等の配置の工夫等によるコスト縮減方策の検討 等
- 周知・指導の徹底…コスト縮減方策等の知見の普及、あらゆる機会を捉えた施行者及び開発事業者に対する無電柱化の検討の徹底 等
- 各種補助制度等による支援

(要求内容)

- 社会資本整備総合交付金に「無電柱化まちづくり促進事業」を創設
 - ・ 市街地開発事業等において、既存の支援制度の対象とならない生活道路の無電柱化を支援することにより、意欲ある事業主体の取組を促進



This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. At the top center, there is a faint watermark or header text that reads "MEMO".

2. まちづくりのグリーン化の推進

(1) エリア一体となったまちづくりのグリーン化

都市構造再編集集中支援事業	補助	820.0億円 (1.17倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.8億円 (1.20倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	3.0億円 (1.50倍)
国際競争拠点都市整備事業	補助	154.0億円 (1.20倍)
都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業 まちなかウォーカブル推進事業、市街地再開発事業等	社総交	7,441億円の内数

脱炭素先行地域で実施されるまちづくりを重点的に支援するとともに、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進やゆとりとにぎわいのあるウォーカブルな空間の形成等とあわせて、エネルギーの面的利用による効率化等、まちづくりのグリーン化に資する取組を推進する。

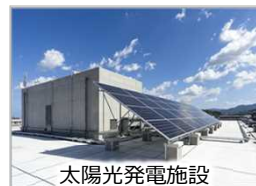
コンパクト・プラス・ネットワークの推進と連携したグリーン化

脱炭素先行地域に対する支援

- 脱炭素先行地域における取組のうち、コンパクト・プラス・ネットワークと連携した事業に対する支援を強化。
【都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業】

脱炭素に資する取組に対する支援

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ。
【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業】
- 施設等の整備と一体となって整備される再生可能エネルギー施設が支援対象となることを明確化。
【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業】
- 自立分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム等）の整備を支援対象に追加。
【都市構造再編集集中支援事業、都市・地域交通戦略推進事業】



太陽光発電施設



コージェネレーションシステム

ウォーカブルな空間の形成と連携したグリーン化

- 「グリーンインフラの整備」等の重点的に取り組むテーマを設定した事業について、計画策定等（調査・社会実験、専門家派遣、ハンズオン支援等）を支援対象に追加。
【まちなかウォーカブル推進事業】



歩行空間の緑化
(東京都千代田区)

大都市における業務継続性強化と連携したグリーン化

- エネルギー貯留施設の整備を支援対象に追加。
- 未利用熱を取得するための導管（河川熱導管等）が支援対象となることを明確化。
- 「特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域」を事業対象区域に追加。
【国際競争拠点都市整備事業】



蓄電池



エネルギー導管

良質なストック形成と連携したグリーン化

- 市街地再開発事業等において、ZEH及びZEBレベルの省エネ水準の住宅・建築物の整備を行う場合の支援を強化。
【市街地再開発事業等】



ZEBレベルの省エネ水準の建築物
(新潟県長岡市)

2. まちづくりのグリーン化の推進

(2) CO₂吸収源となるグリーンインフラの社会実装

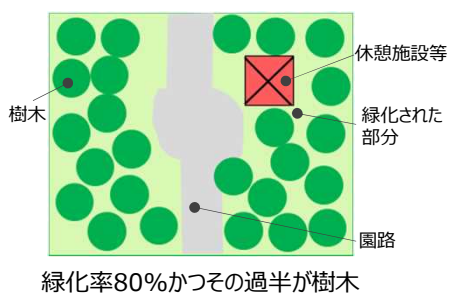
都市公園・緑地等事業	社総交	7,441億円の内数
都市緑化推進支援事業	補助	3.0億円(皆増)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	3.0億円(1.22倍)

都市の緑については、樹木等の生長に伴うCO₂吸収や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減するCO₂排出抑制の効果を持つことから、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の新たな緑化空間の創出について更なる取組の強化を図る。

CO₂吸収源となる都市公園整備の推進

- 脱炭素先行地域等において、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備の事業要件を緩和し、重点的な支援を行う。

<樹木主体の公園のイメージ>

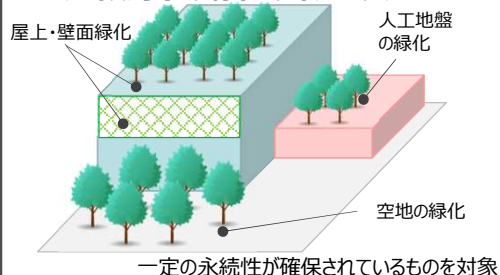


区立西綾瀬公園（東京都足立区）

都市緑化推進支援事業の創設

- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす公共公益施設及び民間建築物について、屋上緑化等の取組の支援を行う。

<支援対象の緑化のイメージ>



アクロス福岡（福岡県福岡市）



豊洲フォレシア（東京都江東区）

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進する。



街路樹の整備



都市公園の整備



※目標を定めた事業計画に従い、面的なグリーンインフラの導入を総合的に実施



屋上緑化



公共施設・民間建築物敷地の緑化

2. まちづくりのグリーン化の推進

(3) 環境に配慮した民間都市開発等の推進

メザニン支援事業 政府保証 **450.0億円 (1.00倍)**
まちづくりファンド支援事業 補助 **4.5億円 (1.00倍)**

民間都市開発推進機構による金融支援を通じ、民間資金を活用しつつ、環境に配慮した民間都市開発事業や地域の脱炭素に資するまちづくりを支援し、都市のグリーン化・脱炭素化を推進する。

都市部の大規模で優良な民間都市開発事業はメザニン支援事業の充実により、地方部を含めた全国の小規模な事業はまちづくりファンド支援事業の拡充等により、脱炭素に資する取組を促進する。

メザニン支援事業

- 現行の支援要件に加えて、追加の環境要件を満たす大規模な民間都市開発事業に対する支援においては、**より長期で安定的な資金供給を行うため貸付期間の延長**を行うとともに、グリーンボンド等による資金調達を行う。



(支援対象イメージ) 超高層複合用途ビルで初めて「ZEB Ready」を取得した「Hareza Tower」
(東京都豊島区)

まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）

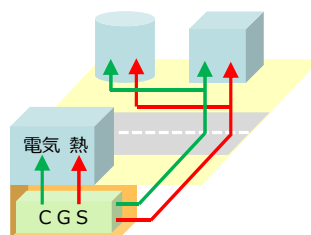
- 地方部を含めた全国において、エリアの脱炭素化を推進するため、**老朽ストックのリノベーション等を行う際にあわせて脱炭素に資する設備の整備を行う事業を支援対象に追加する。**



(支援イメージ) リノベーション等に合わせた水素燃料電池の設置や屋上緑化 等

まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）

- エリアの脱炭素化を推進する民間まちづくり事業に対して、まちづくりファンドを通じた支援を実施する。



(支援イメージ) 商店街の屋根への太陽光パネルの設置やコージェネレーションシステムの整備 等

2. まちづくりのグリーン化の推進

(4) 国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進

国営公園等事業	直 轄	291.5億円 (1.22倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	7,441億円の内数
	防交	10,291億円の内数

全国に約11万箇所ある都市公園では、国営公園や地方公共団体が管理する都市公園の一部に太陽光発電施設が設置されている状況にあるが、再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

国営公園における取組

- 再エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。

現状

- ・再生可能エネルギーによる発電施設の整備は、17公園中11公園で開始済
- ・国が行う事務・事業に係る電力は、合計約2,060万kwh/年（R2年度実績）
- ・消費電力のうち、再エネ電気の割合は約1割

取組の方向性

- **再エネ電気の調達**
次期運営維持管理業務契約時等のタイミングを捉え、順次再生可能エネルギーを用いた電気調達に切り替える。
- **再生可能エネルギーによる発電施設の整備**
太陽光発電施設等の導入について、既存建築物屋上への設置等、具体的方法を検討し、最大限の導入を図る。

例) 国営公園における既存の取組



海の中道海浜公園
(福岡県福岡市)

- 公園管理所の屋根に太陽電池パネル（最大発電量30kw）を設置
- 1年間で約3.2万kwhを発電



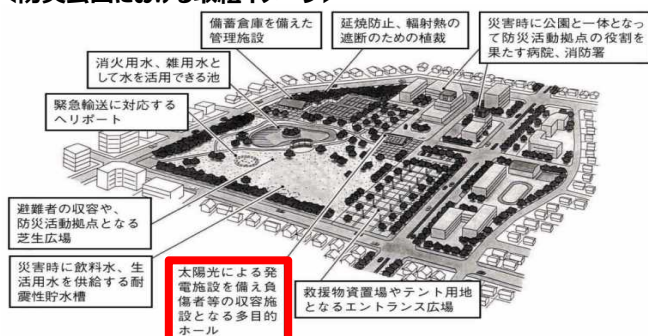
国営越後丘陵公園
(新潟県長岡市)

- ・ 園内通路の屋根に太陽電池パネル（最大発電量14kw）を設置
- ・ 1年間で約1.1万kwhを発電

都市公園における取組

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

＜防災公園における取組イメージ＞



携帯電話を充電できるソーラースタンド
(東京都墨田区)



ソーラーパネル付き照明灯
(東京都小金井市)

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(1) 官民連携によるエリア価値の向上

都市構造再編集中支援事業 補助 **820.0億円 (1.17倍)**

まちなかウォーカブル推進事業 補助 **3.0億円 (1.50倍)**

都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業 社総交 **7,441億円の内数**

ポストコロナ、デジタル社会の進展等に対応し、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方を実現するため、身近なエリアにおいて、官民の関係者の役割分担の下、地域の資源として存在する官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリアの価値の向上を進める取組を新たに支援する。

エリア価値向上整備事業の創設

身近なエリアにおいて、地域の官民連携による持続的な役割分担・ルールづくり
(市町村が作成する都市再生整備計画への位置付け)

エリア価値向上整備事業の創設

(都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業の対象事業を拡充)

- 持続的な官民連携の下、まちの既存ストックの最大限の利活用によるエリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援

◆まちの改修・改変・高質化

- ・低未利用地のオープンスペース化、陳腐化した公共施設の改修・撤去
- ・既存建物のリノベーションによるコミュニティハブ化



青空駐車場を広場へ転換
(静岡県沼津市)



空き家を活用した
コワーキングスペースの設置
(神奈川県真鶴町)

◆まちへのサービスの導入

- ・利活用状況等データを取得するセンサー設置
- ・利活用を高めるサービスの導入 (エリア内のシェアモビリティ等)



人の回遊性を把握するための
カメラの設置



シェアモビリティの
導入

◆まちの価値向上に向けたシステム基盤整備や社会実験

- ・データ分析・見える化、まちの情報発信・共有のためのシステム整備
- ・既存ストックの活用に向けた社会実験の実施



混雑情報・防災情報等まちの情報の
リアルタイム発信



空き地を暫定利用した広場化の
社会実験 (広島県福山市)

生活する人々やワーカー、来街者にとってより使いやすい魅力ある都市空間の創出
によるエリアの価値向上を実現

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(2) まちなかウォーカブルの取組の更なる推進

まちなかウォーカブル推進事業	補助	3.0億円 (1.50倍)
	社総交	7,441億円の内数
官民連携まちなか再生推進事業	補助	7.5億円 (1.46倍)

ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを更に進めるため、グリーン化、デジタル技術・データの活用といった重点的に取り組むべきまちづくりの課題に対応するまちなかウォーカブルの取組に対する支援を強化する。

事業内容

- 官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成。

まちなかウォーカブル推進事業

- ・ まちなかの歩ける範囲を車中心から人間中心の空間に転換するため、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援。
(令和3年6月末時点で52市町村が滞在快適性等向上区域を設定)
- ・ 事業実施にあたり、重点的に取り組むテーマ（グリーンインフラの整備、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等）を設定した場合に、計画策定段階から支援を強化。（調査・社会実験、専門家派遣、ハンズオン支援等）

■ まちなかウォーカブル推進事業の実施にあたり重点的に取り組むテーマのイメージ

グリーンまちなかウォーカブル

公園などグリーンインフラの整備によるカーボンニュートラルに資する取組とともにウォーカブル空間を形成



デジタルまちなかウォーカブル

デジタル技術・データの活用、スマートシティの社会実装に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



子ども・子育てまちなかウォーカブル

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



鉄道沿線まちなかウォーカブル

鉄道沿線市町村と鉄道事業者が連携し、公共交通を軸とした沿線生活圏単位でウォーカブル空間を形成



民間牽引まちなかウォーカブル

民間プロジェクトが活発な地域で、民間の力を積極的に活用してウォーカブル空間を形成



かわまちウォーカブル

河川流域の市町村と河川管理者が連携し、水辺の整備・利用に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



官民連携まちなか再生推進事業

- ・ 官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援。

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(3) 駅まち空間の再構築の推進

都市・地域交通戦略推進事業 補助 **10.8億円 (1.20倍)**
社総交 **7,441億円の内数**

まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、利便性・快適性・安全性・地域性の高いゆとりのある一体的な空間への再構築を行うための整備等に対する支援を実施する。

都市・地域交通戦略推進事業

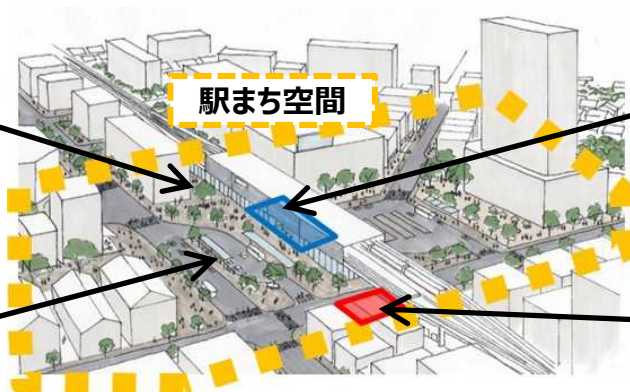
○ 駅まち空間整備の推進

- 多様な主体が連携し、施設の所有区分に関わらず、戦略的に駅まち空間と周辺市街地を一体的に移動・滞在しやすく活用しやすい空間へと再構築するための支援を強化。

ゆとりある公共的空間の整備



居心地が良く歩きたくなる駅前広場の整備



駅の広場・滞留空間の整備



駐車場・駐輪場の整備

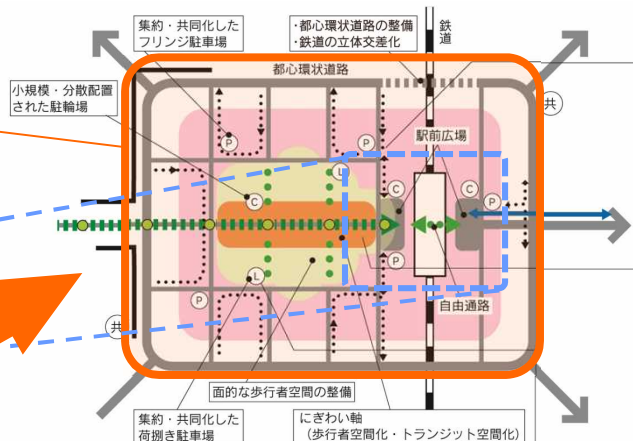


【地区交通戦略による周辺市街地と一体的な駅まち空間の整備】

駅等の交通結節点を中心に、周辺のまちと一体的に機能の配置を検討すべき駅まち空間全体に対する計画（地区交通戦略）



駅等の交通結節点に限定した計画（交通ターミナル戦略）



- ハード整備だけでなく、多様なモビリティの乗継円滑化、都市の回遊性を高めるためのシェア型モビリティ等の導入、自動運転技術を活用した社会実験の実施等、各種サービス機能の連携を促進するため、デジタル技術の活用に係る社会実験や情報化基盤施設について支援を拡充。

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(4) エリア価値向上に向けた自立的なまちづくりの推進

まちづくりファンド支援事業 補助 4.5億円 (1.00倍)
都市再生区画整理事業 社総交 7,441億円の内数

新型コロナ危機がもたらした「働き方」、「暮らし方」に対する意識・価値観の変化・多様化を踏まえ、市民目線での地域の課題解決や価値創造を図るまちづくりを推進する。

市町村単位ではなく一定のエリアを対象として、まちづくりを担う各者が連携して能動的に行う都市空間の価値を維持・創造する活動や、まちづくりへの多様な関係者の積極的な参画を促す都市空間のマネジメント活動を支援する。

まちづくりファンド支援事業（共助推進型）

- 自立的・持続的なまちづくりには、志ある地域の人々が一定の負担をしながら、資金と活動の両面で能動的なまちづくり活動を行っていくことが必要であり、このための活動初期の資金調達を支援。



地元企業や住民自らの負担、地域への思いを持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民間都市開発推進機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援する。

（支援対象イメージ）地域の憩いの場になる居心地の良い空間



OM TERRACE
(埼玉県さいたま市大宮区)



油津商店街 YOTTEN
(宮崎県日南市)

都市再生区画整理事業

- 持続可能なまちの形成のため、事業により宅地や公共施設の整備を行うだけでなく、事業完了後のまちづくりに資するエリアマネジメント活動との連動を念頭に置いた市街地整備を推進。

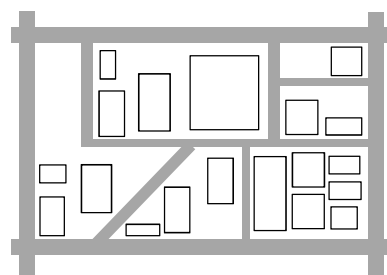


土地区画整理事業において、エリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備を支援

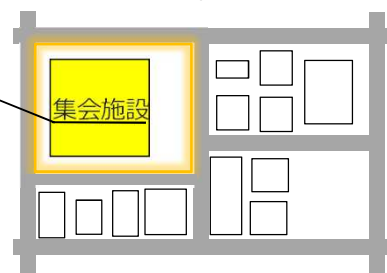
（支援対象イメージ）
エリアマネジメント活動の拠点となる集会施設



くらしの製作所 TETTE
(福岡県北九州市城野地区)



土地区画整理事業において
集会施設のための土地を創出



3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(5) 子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備

国営公園等事業	直轄	291.5億円(1.22倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	7,441億円の内数
	防交	10,291億円の内数

公園施設のバリアフリー化、感染症防止対策、ストック再編といった国として推進すべき施策について、モデルとなる公園を選定し、そこでの取組やノウハウを広く共有し、地方公共団体が整備する他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図る。

また、ユニバーサルデザインの取組を目に見える形で加速化させるため、国営公園において全国の都市公園での取組を牽引できるモデルエリアの整備等を行う。

社会課題解決型モデル公園への支援

- 国として推進すべき施策について、ハード・ソフト上の取組等において満たすべき一定の基準を示したうえで、モデルとなる公園を募集・選定し、重点支援を行う。

公園施設のバリアフリー化

例. 誰もが遊べる遊具の導入



提供：(公財)東京都公園協会
子どもと一緒に滑れる滑り台
体幹の弱い子、幼児も乗れるブランコ
都立砧公園（東京都世田谷区）

感染症防止対策

例. ハード・ソフト両面で対策が施された公園



遊具に隣接した手洗場 2mの距離表示

ストック再編

例. 地域の意見を取り入れた公園の再編



遊具を撤去し、高齢者が運動できる広場を再整備

山路一丁目公園(福岡県北九州市)

国営公園におけるユニバーサルデザイン(UD)の取組

- 各公園の特徴を活かしながら、多様な利用者が十分なUD環境のなかで公園を楽しむことのできる場を提供するとともに、全国の都市公園での取組を牽引できる“国営公園UDモデルエリア”を整備・周知する。

■イメージ(国営昭和記念公園 西立川口～わんぱくゆうぐエリア)

- ・駐車場からエリアまでの園路をバリアフリー化
- ・園内交通施設を利用した移動も可能



- ・車いす使用者専用駐車施設を整備
- ・車椅子やベビーカーの貸し出しを実施、公園HPでの周知



- ・車椅子に乗ったまま遊ぶことができる遊具を整備(スロープ、滑り台など)



- ・周辺トイレの改修や赤ちゃん休憩所の整備



※各公園の利用状況を踏まえ、公園利用者や関係団体等の意見を取り入れながら、設備の改善や整備を行う。

3. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(6) コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進

コンパクトシティ形成支援事業 補助	6.0億円 (1.20倍)
都市構造再編集集中支援事業 補助	820.0億円 (1.17倍)
将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査 調査	0.2億円 (2.00倍)

地域公共交通と連携し、まちなかへの住まいや都市機能の誘導により、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する。そのため、広域連携による誘導効果の高い都市機能のまちなかへの立地を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に推進する。

広域連携によるコンパクト・プラス・ネットワークの推進

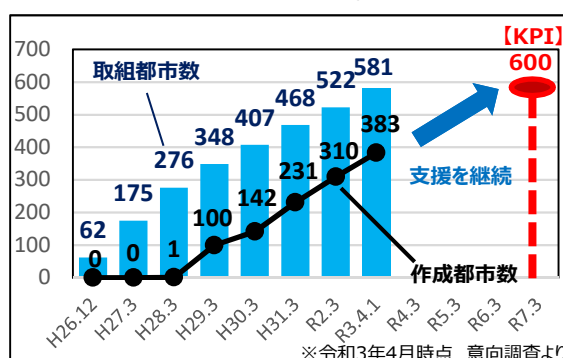
○立地適正化計画の作成

生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の作成を支援。

更に、広域連携の方針の策定など、複数市町村が連携した計画作成の取組も支援。

【コンパクトシティ形成支援事業】

＜立地適正化計画の作成状況＞



立地適正化計画区域 (=都市計画区域)

○居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

○都市機能誘導区域

生活サービスを増進するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・福祉・商業等）を設定

○立地適正化計画に基づく都市機能の充実

立地適正化計画に基づき、医療・福祉や教育文化施設等の都市機能誘導施設の整備を支援し、まちなかへの都市機能の誘導を促進。

更に、複数市町村による広域連携の下で、特に誘導効果の高い都道府県が整備する誘導施設を支援対象に追加し、広域での都市機能の充実を促進。

【都市構造再編集集中支援事業】



誘導施設（病院）の例
(和歌山県和歌山市)

将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査

○ コンパクト・プラス・ネットワーク等の推進にあたり、デジタルの進展・活用を踏まえ、例えば、生活関連サービス等、求められる都市機能を調査・分析し、持続可能なまちのあり方を検討。

4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

(1) スマートシティの実装化の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 **2.8億円 (皆 増)**

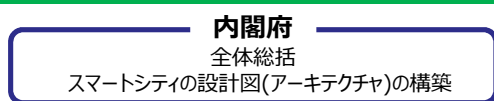
スマートシティ実装化支援調査 調査 **0.2億円 (皆 増)**

スマートシティの実装化を加速するため、スマートシティモデルプロジェクトに対する重点的な支援を行う。さらに、先駆的なサービス・技術や、推進体制、資金持続性等に関するノウハウを調査するとともに、自治体へのノウハウ支援、官民のマッチング支援等を行う。

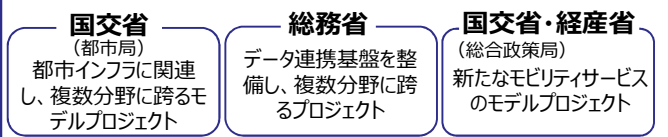
スマートシティモデルプロジェクトの取組

■ 関係府省連携による施策推進体制

政府一丸となったスマートシティの推進体制



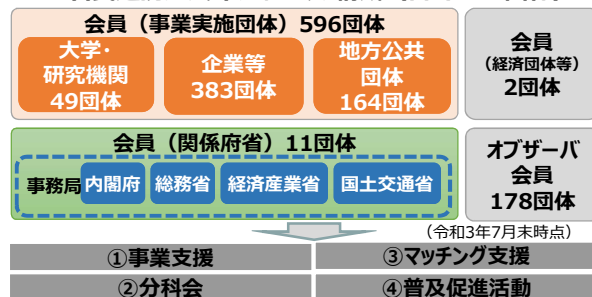
モデル事例の構築と全国への横展開



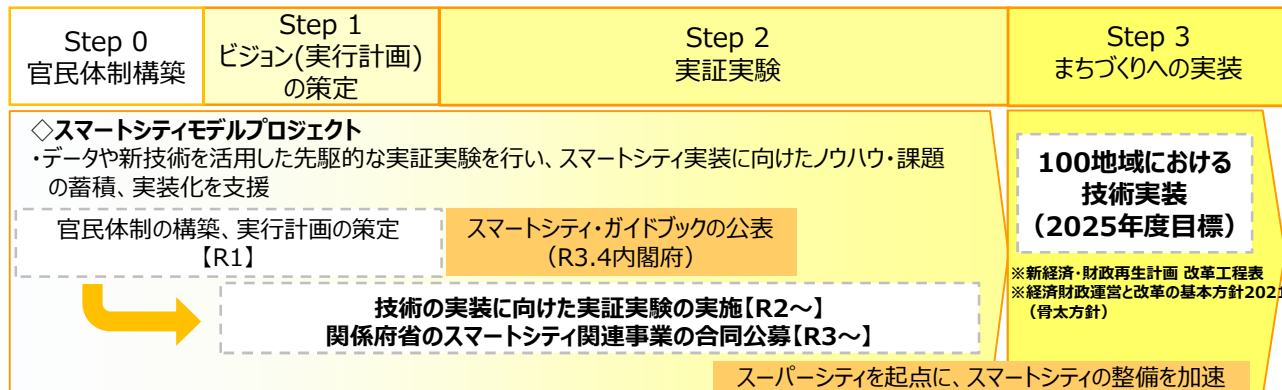
産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立

官民連携プラットフォームの構成 (合計787団体)

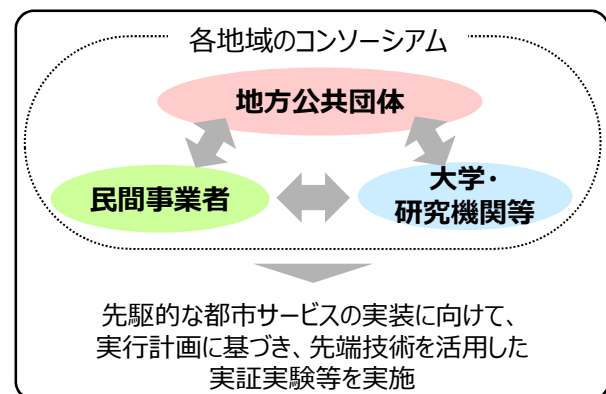


■ スマートシティの実装に向けたロードマップ



■ スマートシティ実装化支援事業の創設

スマートシティモデルプロジェクトにおいて、各地域のコンソーシアムが実施する実証実験等を支援。

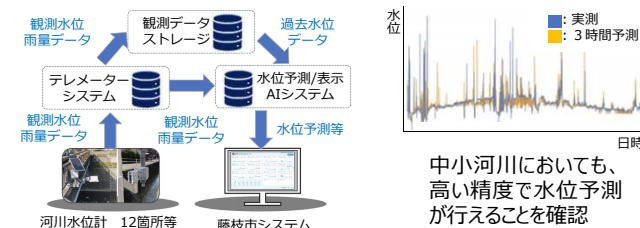


【モデルプロジェクトにおける実証実験の事例 (静岡県藤枝市)】

市の重点戦略分野 (健康、教育、環境、危機管理) においてそれぞれオープンイノベーションを進めるとともに、データ連携基盤等 (都市OS) による全体最適化、街と市民の安全性・利便性向上を目指す。

【R2年度実証実験】

河川水位データ、実績雨量、予報雨量を基に、AIシステムにより、3時間後の河川水位予測、導入効果検証を実施。



4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

(2) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 **10.0億円(皆増)**
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 **10.0億円(皆増)**

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築し、スマートシティの社会実装をはじめとするまちづくりのDXを推進するため、Project PLATEAU（プラトー）の今後の展開として、効率的なデータ整備手法の確立、データ仕様の拡張、社会的要請の高いテーマや先進技術を取り込んだユースケースの開発等に取り組むとともに、地方公共団体による3D都市モデルの整備を支援する。

事業内容

これまでの取組

3D都市モデルの整備・オープンデータ化



- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した「3D都市モデル」を整備（現在約60都市）
- 標準データ仕様や標準整備手法を公開するとともに、オープンデータ化を進めることでデータ流通・活用を促進

3D都市モデルの活用（ユースケース開発）



- 3D都市モデルを活用した政策の高度化や民間市場の創出を促進するため、様々な技術やサービスとの連携を検証
- まちづくり、防災、モビリティ、カーボンニュートラル等の多様な分野でユースケースのリーディングケースを開発

今後の取組の方向性



データ整備の効率化・高度化

- 効率的な整備更新手法の確立
- データ仕様の拡張



ユースケースの拡充によるスマートシティの社会実装

- モビリティ、カーボンニュートラル等のテーマでユースケースを深堀



全国展開

- 全国の自治体の3D都市モデル整備・活用促進

【都市空間情報デジタル基盤構築調査（直轄調査）】

データ整備の効率化・高度化

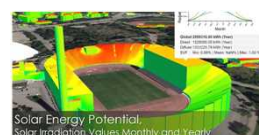
- 建物開口部、道路、属性情報等のデータ仕様拡張
- 測量手法のルール化、安価な整備更新手法の確立

3D都市モデルエコシステムの定着

- 自治体やまちづくり関係者への普及啓発
- オープンデータ推進／流通性向上

ユースケースの拡充によるスマートシティの社会実装

- 「脱炭素」や「モビリティ」等のスマートシティ実現に資するユースケースの深堀り



- 太陽光発電ポテンシャルシミュレーション

- ハッカソンの実施、官民のマッチング支援

【都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（補助）】 （地方公共団体による整備・活用の支援制度を創設）

- 地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用を支援（支援対象イメージ）
 - ・データ整備、都市計画関連情報のデジタル化など3D都市モデルの構築
 - ・3D都市モデルを活用したユースケースの開発 等



5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進

(1) 国際競争力強化のための都市再生の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 **154.0億円 (1.20倍)**

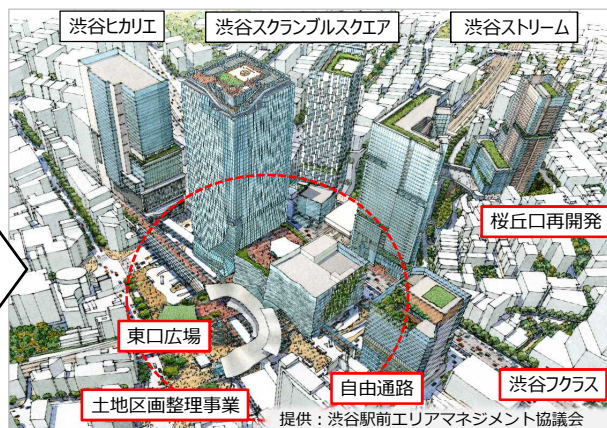
メザニン支援事業 政府保証 **450.0億円 (1.00倍)**

世界的に環境への注目が高まる中、都市のグリーン化や脱炭素化を推進するとともに、海外からの人材・企業・投資を惹きつける磁力と都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて環境に配慮した優良な民間都市開発事業を推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

〈整備例〉 渋谷駅周辺地域



渋谷駅の機能更新とあわせて民間敷地等を土地区画整理事業により整形及び再編することで、駅前広場や自由通路等の公共空間を創出し、わかりやすく快適な都市空間の基盤を整備する。

優良な民間都市開発事業の推進

◆ 国土交通大臣認定制度

国際性豊かな都市空間を形成し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援※を通じて、国際ビジネス拠点に相応しい競争力のある都市の形成を図る。

※金融支援：民間都市開発推進機構によるモドルリスク資金の長期安定的な供給

税制支援：法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

〈支援事例〉



TOKYO TORCH
(東京都千代田区)

2,000席級大規模ホールや国際級ホテルを整備し、都心型MICE拠点・都市観光拠点を形成



虎ノ門・麻布台地区第一種市街地
再開発事業 (東京都港区)

約20,000㎡のオープンスペースを整備し、国際性豊かな緑とつながりのある複合市街地を形成



みなとみらい21中央地区53街区
開発計画 (神奈川県横浜市)

高品質なオフィスや商業施設等を整備することにより、まち全体のにぎわいを創出

5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進

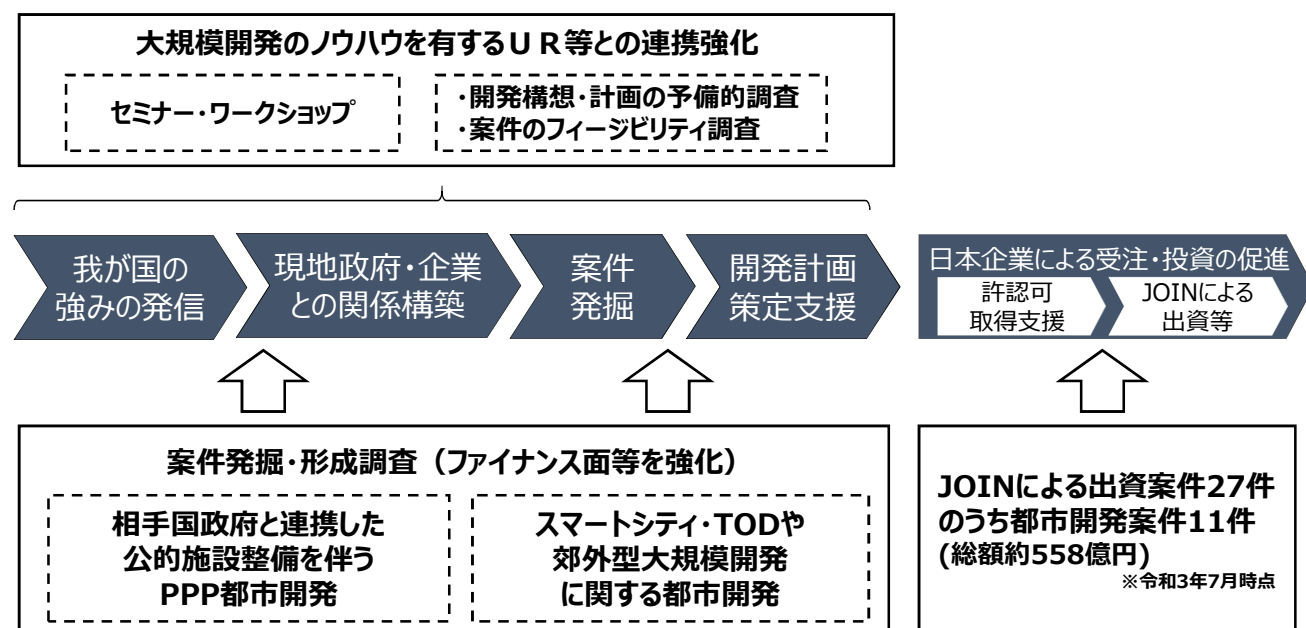
(2) 都市開発の海外展開の推進

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.8億円 (1.15倍)**
都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.7億円 (1.14倍)**

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有する都市再生機構（UR）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に対応し、あわせてファイナンス面等も調査することにより、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化する。

取組イメージ



URが支援するスマートシティ開発
(タイ バンスー中央駅周辺都市開発 イメージ図)
※JICA調査報告書より



日本企業が参画したTOD型開発
(インドネシア BSD地区都市開発 イメージ図)

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

(1) 首里城の復元に向けた取組

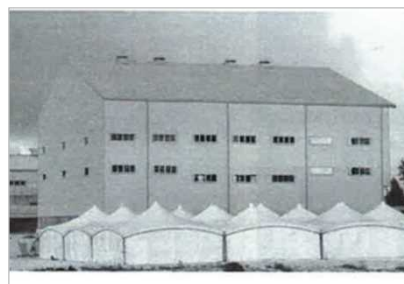
国営公園等事業（沖縄分） 直 轄 **46.5億円の内数**

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

令和4年度は、首里城正殿の本体工事に着工するほか、木材の調達や復元過程の公開に向けた取組等を実施する。

正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年度～8年度）に着工。
- 令和4年度は、素屋根の整備等を実施。



素屋根（前回復元時）

木材の調達

- 正殿本体工事に使用する大径材の調達を実施（令和3年度からの継続）。



大径材（前回復元時）

復元過程の公開の取組

- 復元過程の公開の取組の一環として、素屋根内で行う、正殿本体工事等に関する展示コンテンツ（模型・パネル等）の検討・制作等を実施。



展示コンテンツのイメージ

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組を進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会事業 補助	0.8億円 (皆 増)
2027年国際園芸博覧会検討調査 調査	0.3億円 (0.83倍)
アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査 調査	0.1億円 (1.20倍)

2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、グリーンインフラの社会実装、ウォーカブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与し、花と緑を通じた新たなライフスタイルを提示する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の概要

- 開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月～9月（6か月間）
- 博覧会区域：約100ha
- 参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
- テーマ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of The Future for Happiness～

会場建設の推進

- 開催主体となる法人が実施する会場建設のための調査・設計に対する支援を実施。

開催に向けた国際的な調整の実施

- 開催に必要となる国際博覧会に関する条約上の手続を実施。
- 各国政府等への参加招請のための広報資料を作成。

日本国政府出展の検討

- 我が国の造園技術・文化等の対外発信に向け、日本国政府出展について検討し、基本計画を策定。

海外の国際園芸博覧会への出展・PR

- 2022年にオランダ・アルメーレ、2023年にカタール・ドーハで同クラスの国際園芸博覧会が開催予定。
- これらの博覧会で行う日本国出展において、その機会を利用し、2027年国際園芸博覧会への参加招請、PR活動を実施。

■開催場所の位置図



■会場及び展示のイメージ



V. 令和4年度 税制改正要望事項（主な項目）

ウォーカブルなまちづくりの推進

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充及び延長

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置について、拡充等（対象となる償却資産を追加等）した上で延長する。

【固定資産税・都市計画税】

- ・オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産
 - ・低層部の階をオープン化した家屋
- について、課税標準を5年間1/2に軽減

コンパクトシティの推進

○都市のスポンジ化対策のための特例措置の延長

人口減少下での持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画の居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進や、地域の利便性確保・維持に不可欠な施設の整備・管理促進を図るための特例措置を延長する。

・低未利用土地権利設定等促進計画の特例措置の延長

【登録免許税】計画に基づく土地・建物の取得について地上権等の設定登記等及び所有権移転登記に係る税率を1/2に軽減

【不動産取得税】計画に基づく一定の土地の取得について課税標準を1/5控除

・立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置の延長

【固定資産税】協定に基づき整備・管理する公共施設等（道路・広場等）について都市再生推進法人が管理する場合に課税標準を2/3に軽減
（5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間）

VI. 参考資料

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	37
2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要	41
3. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	42
4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	43
5. 大規模盛土造成地の安全対策の実施状況	46
6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した 都市政策のあり方検討会	47
7. コンパクト・プラス・ネットワーク	49
8. 都市再生制度	51
9. まちなかウォークアブル	53
10. スマートシティ	55
11. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	57
12. 都市公園の種類と現況	58
13. 都市開発の海外主要案件	59

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

背景・必要性

○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、

防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し**、都市の魅力を上昇させることが必要

法律の概要

安全なまちづくり(都市計画法、都市再生特別措置法)

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する(〔予算〕防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援のための計画を作成)

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - ＜災害レッドゾーン＞
 - ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ＜災害イエロージーン＞
 - 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現(KPI) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年～2025年[2021年:100件 ↗ 2025年:600件])
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行(一部の規定を除く)＞

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

魅力的なまちづくり(都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちなかづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 - 例)公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
 - (〔予算〕公共空間リノベーションへの交付金等による支援
 - (〔税制〕公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減)
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

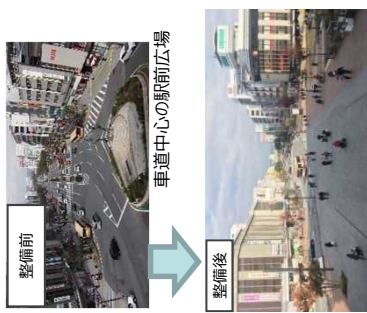
- 都市再生推進法人のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
- (〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
- (〔予算〕都市再生推進法人への低利貸付による支援)

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策

⇒都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ改修に要する費用について都市計画税の充当等



駅前トラジャンゾットモータール化、広場整備など歩行者空間の創出

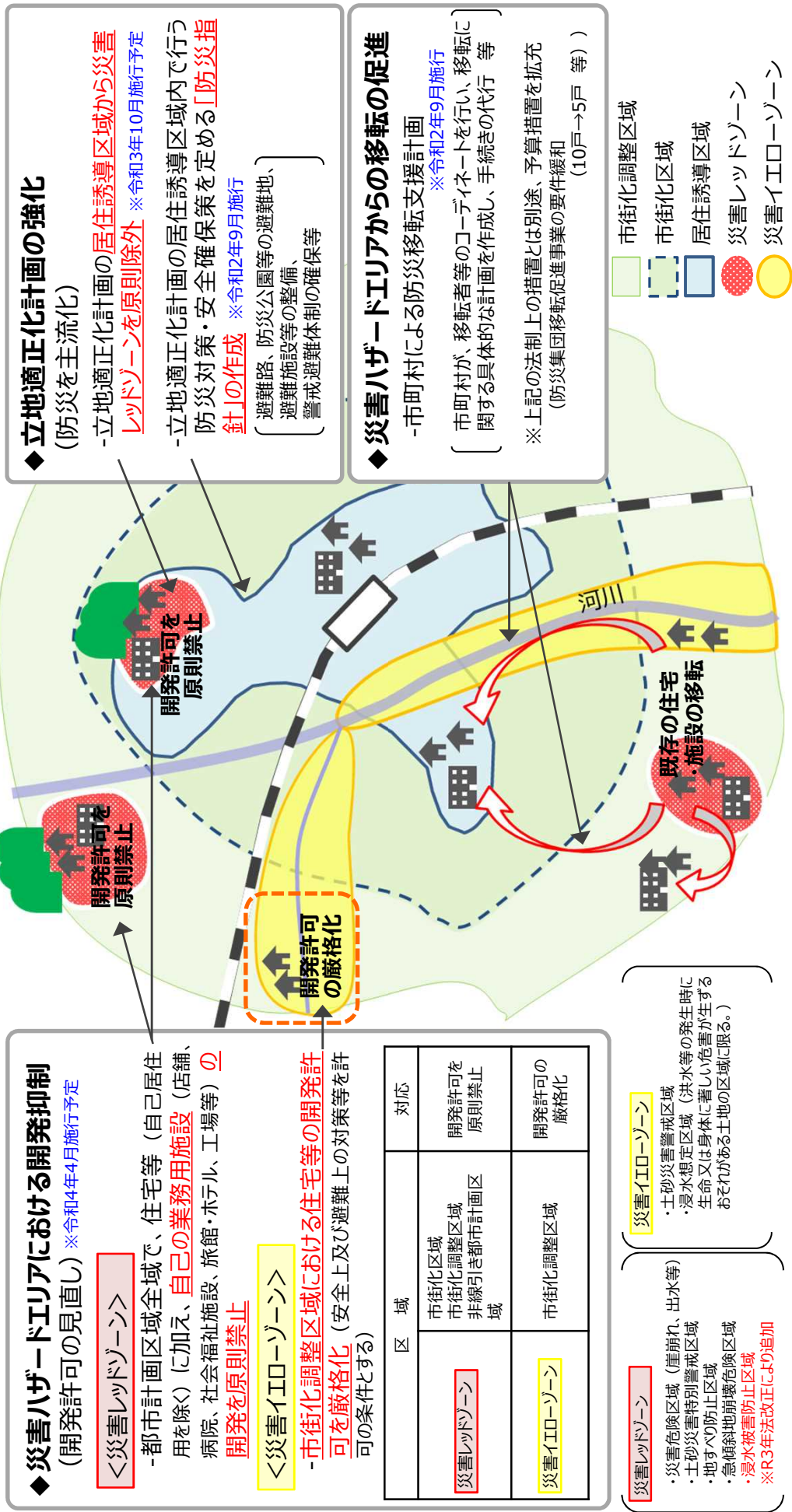
1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(3) 「居心地が良く歩きたくない」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

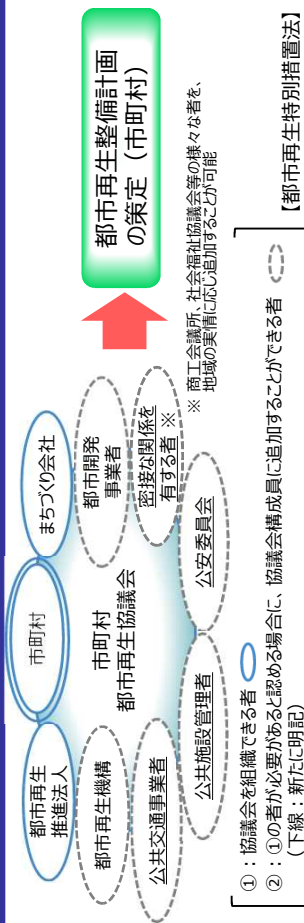
都市再生特別措置法

「居心地が良く歩きたくない」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
- ・市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）
の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係性を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくない」まちなかづく
りのための取組を位置づけ

〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞



計画に基づく「居心地が良く歩きたくない」空間の創出

- ・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくない」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



- ・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

〔予算〕交付金等による支援



- ・民間事業者による民地部分のオープンスペース化（①）や建物低層部のガラス張り化等（②）

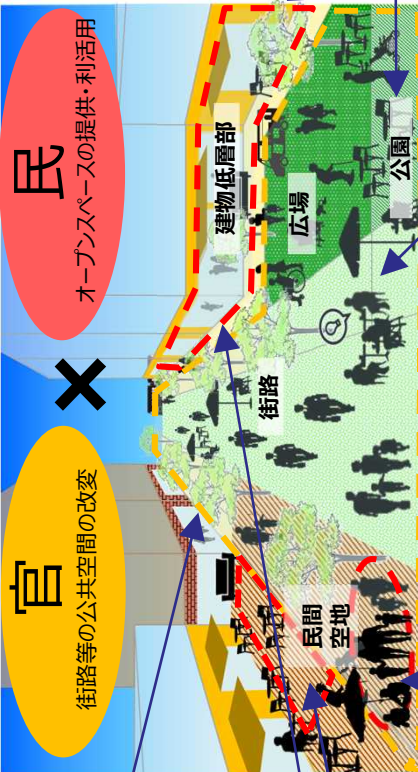
〔税制〕固定資産税の軽減
〔予算〕補助金による支援

- ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



〔金融〕低利貸付による支援



- ・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



- ・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

〔都市再生特別措置法〕

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆ 居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- ・市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用例＞

- ・住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット



病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆ 老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- ・高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

◆ 都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- ・農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆ エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- ・スマートビル^{*}の整備を行う都市開発プロジェクトに対し、民都機構による金融支援（貸付け）を実施

^{*}カメラ、センサー等により人流データ等を収集・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル



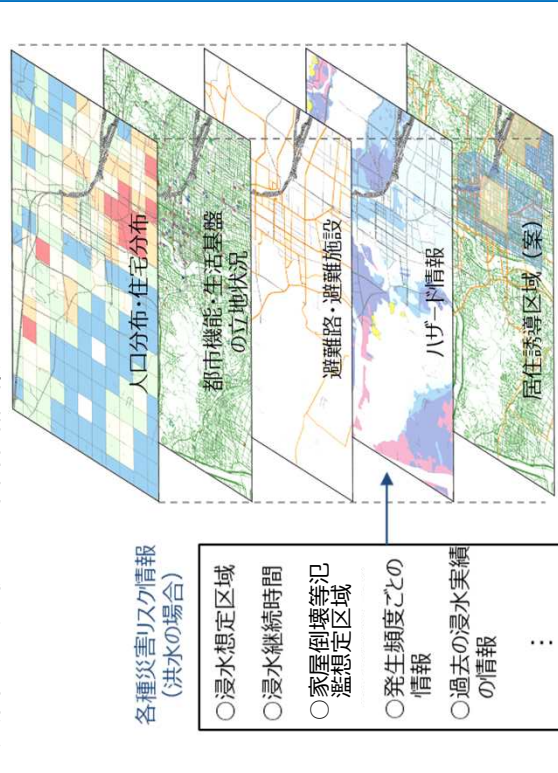
【都市再生特別措置法】

- ・都市開発プロジェクトに対する国土交通大臣認定（金融支援等の要件）の申請期限（令和3年度末）を、令和8年度末まで延長

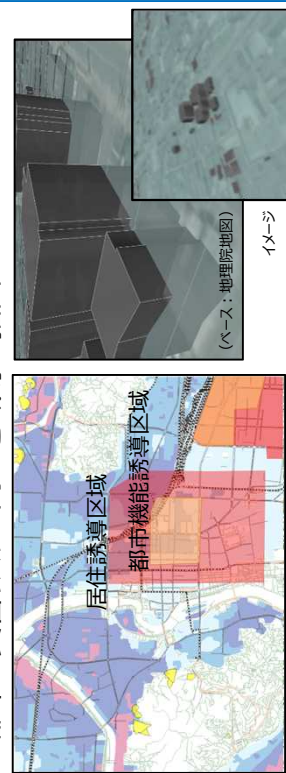
2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要

- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

■ 災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

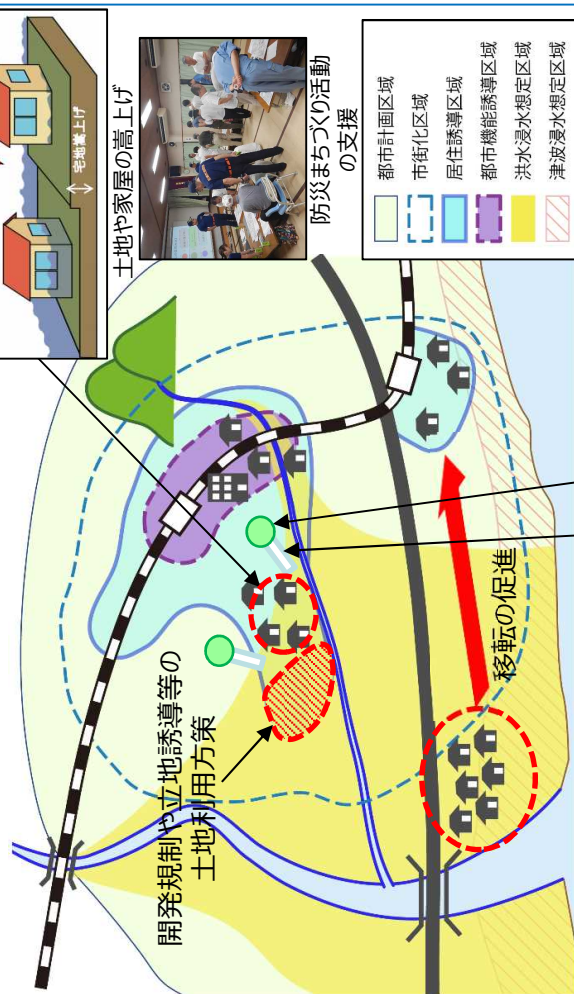


■ 都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に基づくハード・ソフトの取組



防災指針の手引き: https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html

3. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

(流域治水関連法)

＜令和3年5月10日公布 令和3年7月15日施行（一部の規定を除く）＞

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

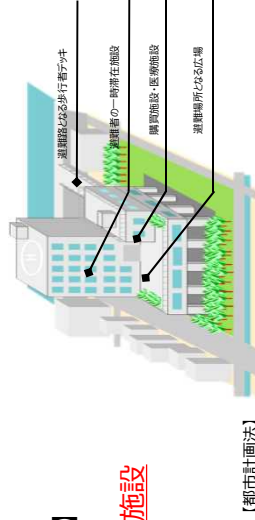
水災害等の発生時に

住民などの避難・滞在の拠点となる施設

(ホール、スーパー、病院等)を

都市計画に位置付け、

一体の施設として計画的に整備



【都市計画法】



歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位で

ルール化することを可能に

- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を

地区計画に位置付けることで、その整備を担保

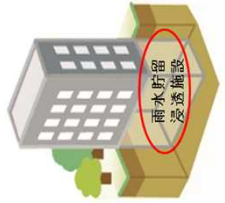
【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア (移転促進区域) の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域



【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域

- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充

- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要①】

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、今後、提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

令和2年	1月	8日	第1回検討会
	4月	17日	第2回検討会
	6月	12日	第3回検討会
	7月	16日	第4回検討会
	8月	26日	提言とりまとめ
令和3年	3月	17日	第5回検討会
	5月	28日	ガイドラインとりまとめ

委員名簿

(◎座長、○副座長 敬称略、五十音順)

岡安 草夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授
木内 望	建築研究所首席研究監
立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
中井 俊裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
○ 中村 英夫	日本大学理工学部教授
◎ 藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

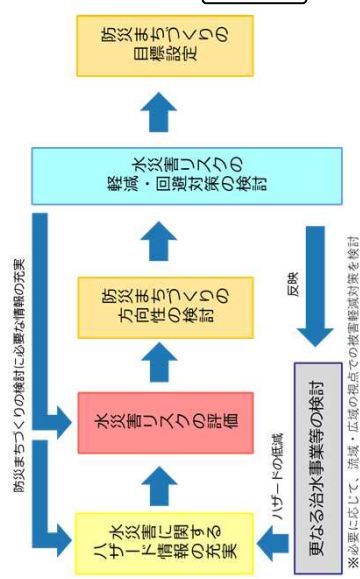
事務局 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。



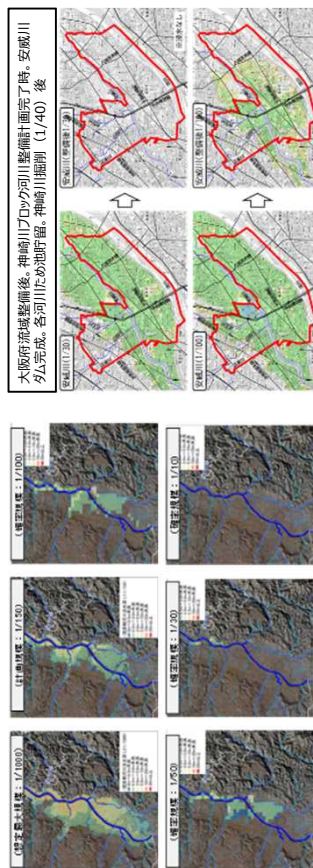
防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要②】

ガイドラインの概要

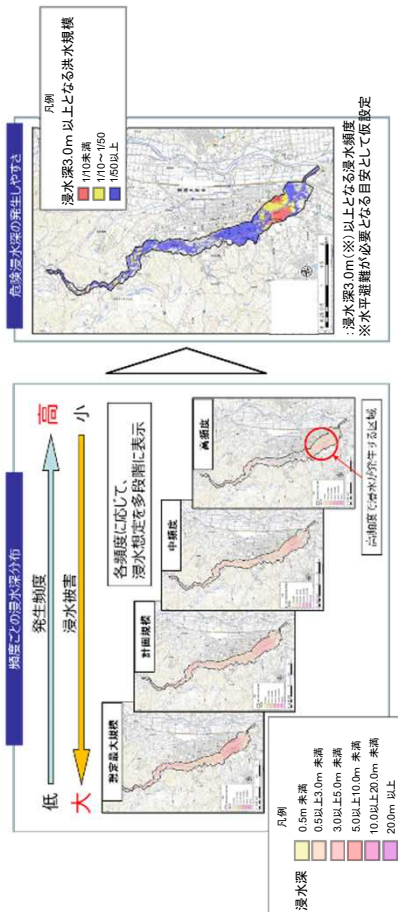
1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

①既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。



多段階の浸水想定区域図のイメージ

河川整備前後の浸水想定例



多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすい評価

②①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

2. 地域における水災害リスク評価

①1. のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

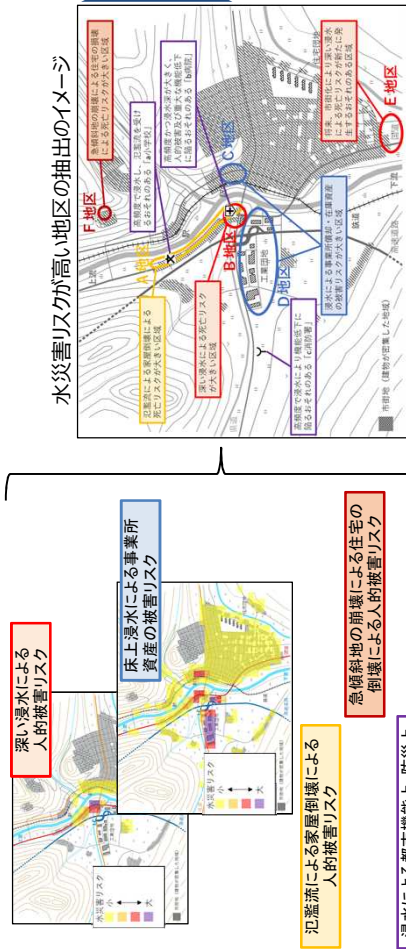
$$\text{水災害リスク} = \text{ハザード} \times \text{発生確率} \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

(洪水・雨水出水・津波・高潮、土砂災害) (ハザードを被る人命、財産等) (被害の受けやすさ)

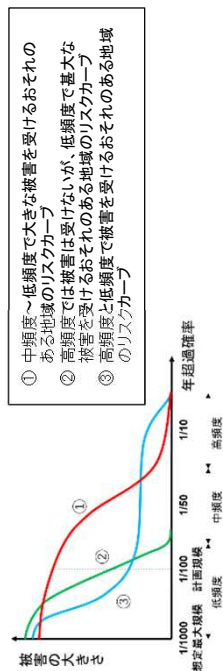
②ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

- ・人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊 等）
- ・経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶 等）
- ・都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、積算化した上で、水災害リスクが高い地区を抽出。



③ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。

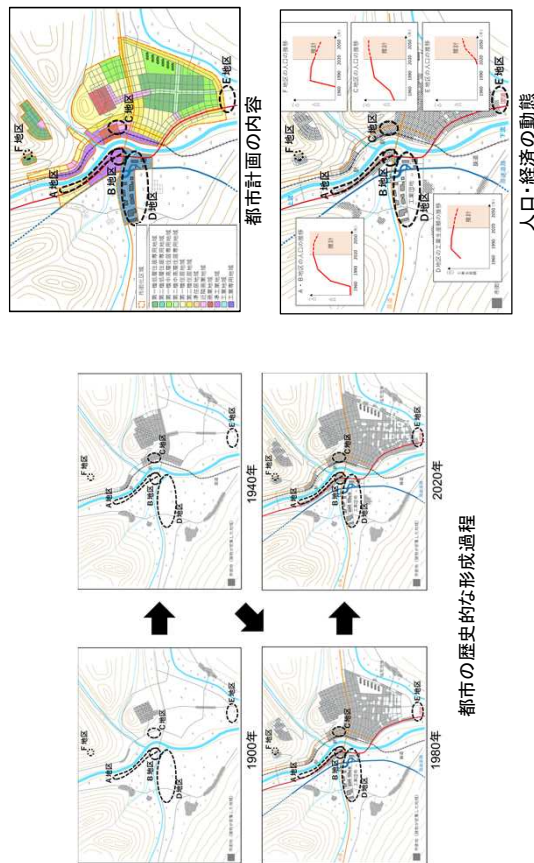


4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要③】

ガイドラインの概要

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

- ① 2. で評価した水災害リスクを可能な限り避けることを原則としつつ、都市の構造、歴史的な形成過程、人口・経済・土地利用の動態等を踏まえ、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮し、防災まちづくりの方向性を決定。



② 水災害リスクが存在する区域ごとに、以下の方向性を検討。

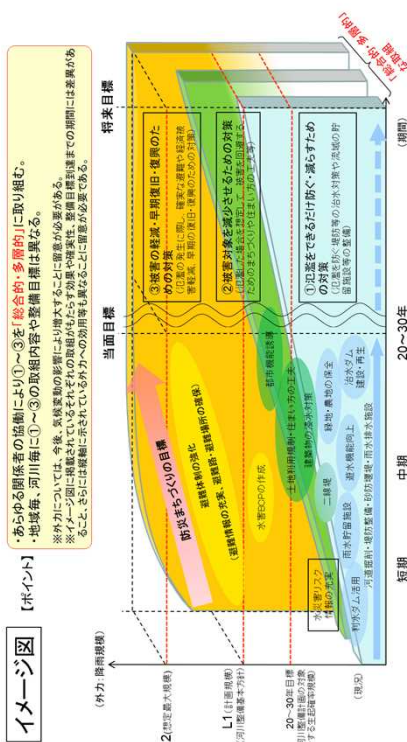
- ・都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、又はこれ以上増加させない対策を講じながら、都市的土地利用を継続。
- ・残存する水災害リスクが大いに見込まれることから、都市的土地利用を回避。

5. 関係者間の連携

- ① 上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全を確保するため、流域・広域の視点から関係者が連携。
- ② 関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築。

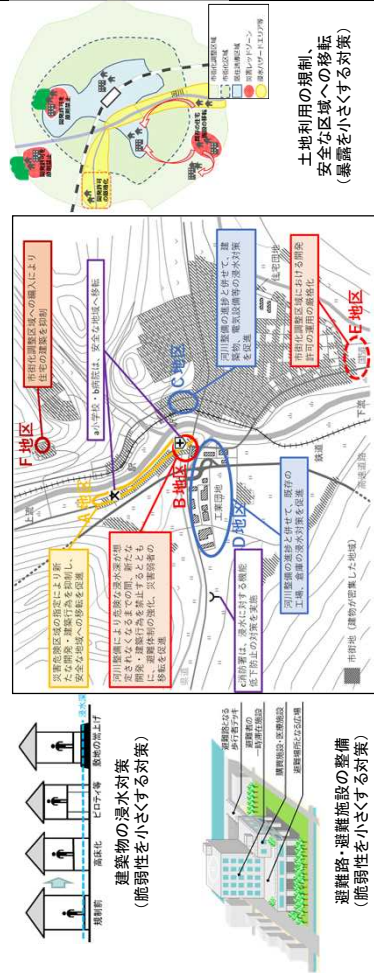
4. 水災害リスクを軽減又は回避する対策

- ① 3. の防災まちづくりの方向性の実現に向け、水災害リスクが存在する区域について、リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討。



② 対策を計画的に実行していくために、防災まちづくりの目標を設定。

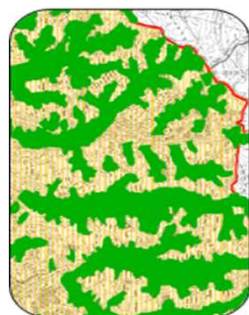
- ③ 地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減又は回避するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の関係者との合意形成が図られることが重要。



5. 大規模盛土造成地の安全対策の実施状況

(第1段階)

大規模盛土造成地の抽出
(第1次スクリーニング)



大規模盛土造成地マップを
全国で作成、公表 (R2.3)

R元末

全国で完了

〔999市区町村に
約5万1千カ所〕

達成

(第2段階)

大規模盛土造成地の調査
(第2次スクリーニング)

安全性把握を行う優先順位を決める計画
(第2次スクリーニング計画) の作成

①造成年代調査

古い盛土ほど滑動崩
落が発生しやすい傾
向があるため、まず造
成年代を調査

②現地踏査等

現地で盛土の形状や
地盤・法面の変状、
地下水の湧水の状況
等を調査

③安全性把握

現地でボーリングに
よる地盤調査等を
実施の上、地震時
に盛土に滑りが発
生する可能性を計
算 (安定計算)

R2末

**大規模盛土が
存在するすべての
市区町村で完了**

達成

R2末

着手済：55.4%
(553市区町村)

完了：45.1%
(451市区町村)

R2末

着手済：6.3%
(63市区町村)

完了：3.9%
(39市区町村)

滑動崩落
のおそれがある場合

対策 (ハード事業)

滑動崩落防止工事

地震時の盛土の地滑りの
崩壊・変形を防止するため、
地下水の排除、盛土の滑
動抑止杭、擁壁の補強等
の工事を実施。

事前対策工事実績

：3地区実施 (3市町)

(うち2地区完了)



※震災からの
復旧事業については実施地区多数

宅地耐震化推進事業により支援

○変動予測調査等

大規模盛土造成地マップの作成や、大規模盛土造成地の安全性把握の
ための調査等に要する費用を補助。

事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)
交付率 1 / 3、1 / 2 (令和4年度まで)

○滑動崩落防止工事

一定の要件を満たす大規模盛土造成地について、滑動崩落防止工事の
ための設計及び同工事に要する費用を補助。

事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)

交付率 1 / 4、1 / 3 (公益施設等に被害のおそれ等の要件あり)、
1 / 2 (立適計画の防災指針に即して実施する場合)

6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

新型コロナウイルス危機を契機に生じた変化

- 新型コロナウイルス危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。

これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。

- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり

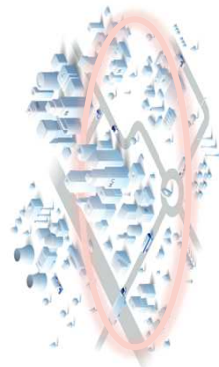
 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション

 街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕



スピードイヤーに「動く」



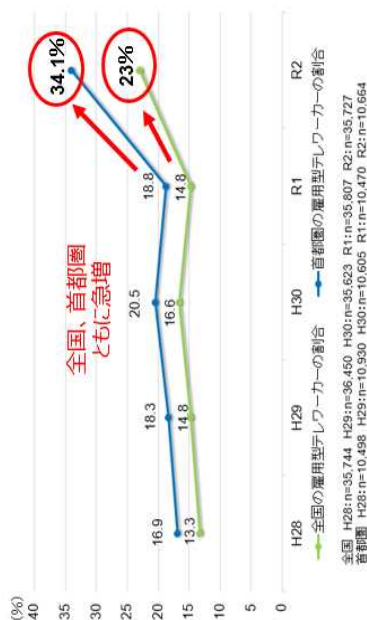
公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」



データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

＜中間とりまとめ 令和3年4月6日＞



6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

＜中間とりまとめ 令和3年4月6日＞

官民の多様な主体によるビジョンの共有 “自然や景観・歴史文化”“人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを 引き出す空間づくり



ウォーカーガブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）



多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）



民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市中区）



景観に配慮した空地の広場化（高山市）



立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）



街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）



災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用

デジタル技術を活用した 都市サービスの提供



顔認証受付・決済で手ぶら観光



混雑情報・防犯情報などの情報のリアルタイム発信



誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ

まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）



自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

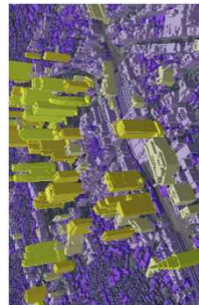
まちづくりの担い手、プロセスの充実



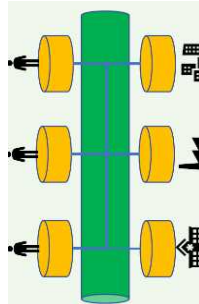
データ活用を中心的な役割を担うまちづくり団体（柏市）



データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）



3D都市モデルの整備・活用



地域の住民データ共有のルールづくり

7. コンパクト・プラス・ネットワーク

○生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・地域の産業停滞、企業撤退
- ・低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・社会保障費の増加
- ・インフラの老朽化対応

コンパクトシティ

立地適正化計画

○ 都市機能誘導区域
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・コンパクトシティ形成支援事業、
- ・都市構造再編集中支援事業等で支援

+



ネットワーク

地域公共交通計画

- ・まちづくりとの連携
- ・地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・路線等の見直し
- ・等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

7. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

○581 都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年4月1日時点)

○このうち、**383都市**が計画を作成・公表。

※令和3年4月1日までに作成・公表の都市（ ） 防災指針を作成した市町村（◆：15都市）（令和3年4月1日時点）

[illegible]

8. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

都市再生緊急整備地域 (51地域)

特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

- ・都市再生特別地区
(103地区)
容積率・高さ・用途等の制限緩和
- ・都市再生事業に係る
認可等の迅速化
- ・都市計画提案制度
(75件)

財政支援

- ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ)
道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等
- ・官民連携まちなか再生推進事業
官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援
- ・都市安全確保促進事業
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備

民間都市再生事業計画の認定 (140計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援

税制支援

建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

全国の都市区域

都市再生整備計画〔市町村が作成〕に基づく各種支援
(これまで1,083市町村、3,336地区に支援)

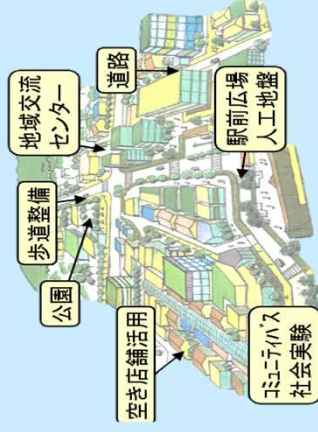
財政支援

- ・都市構造再編集中支援事業※1
- ・社会資本整備総合交付金※2

などにより、まちづくりを財政的に支援

道路や公園、広場等のハード事業
各種調査や社会実験等のソフト事業 等

※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。
※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能なまちづくりを進めていることが支援要件となります。



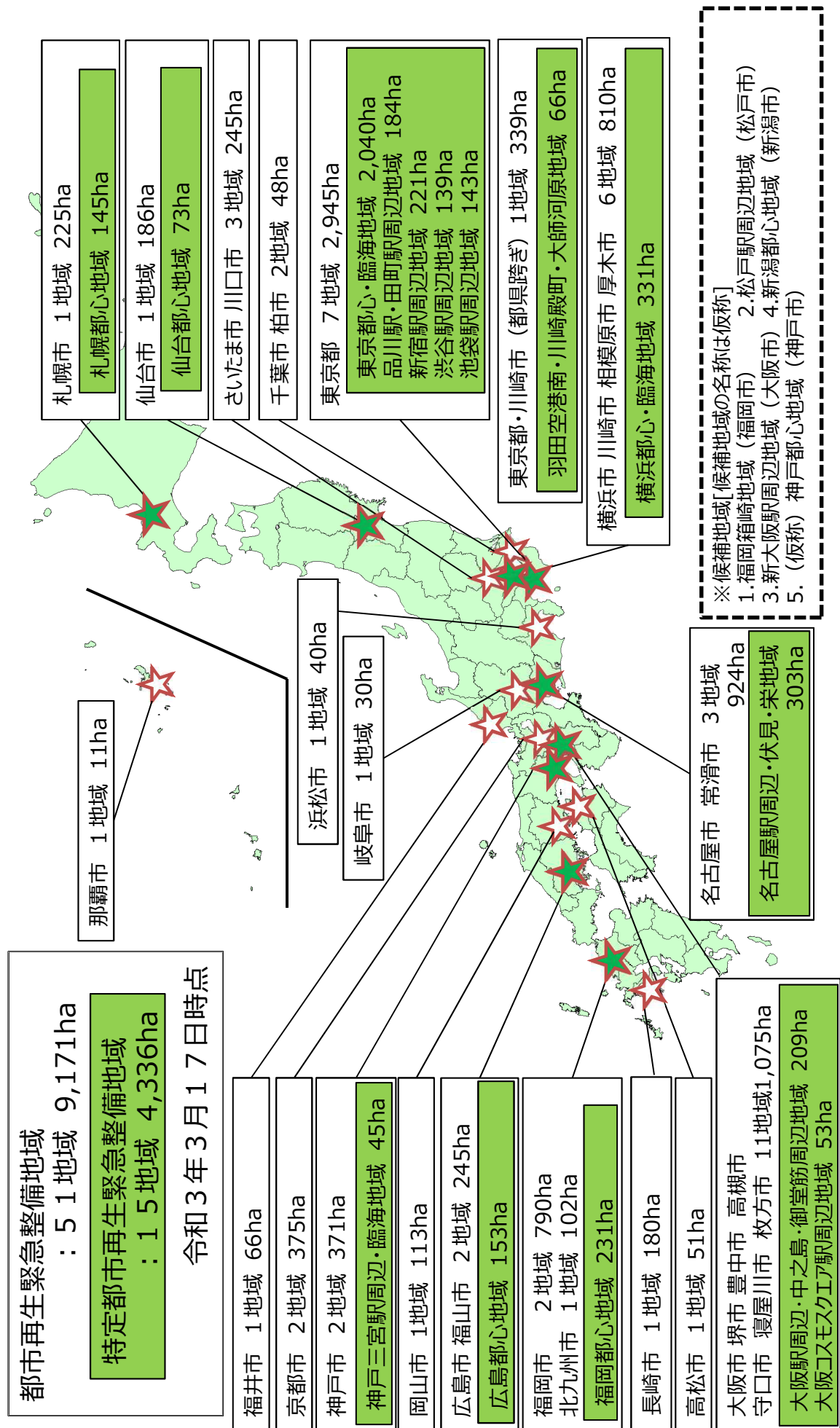
民間都市再生整備事業計画の認定 (51計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援・まち再生出資

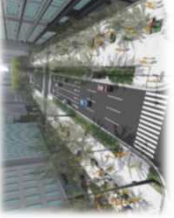
※2021年6月28日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援案件数については2021年4月1日現在、都市再生特別地区数については2021年3月31日現在、都市計画提案制度利用件数については2020年3月31日現在)

8. 都市再生緊急整備地域



9. まちなかウォーカーカブル

- 市町村が滞在快適性等向上区域を設定した都市再生整備計画を作成し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ。（R3.6末時点で52市町村が区域を設定済み）
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて、ウォーカーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカーカブル推進都市(312都市 R3.6末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
 エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。	 ウォーカーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。	 ウォーカーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。	 点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。

取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を強化

支援制度

- ・まちなかウォーカーカブル推進事業（交付金・補助金）
- ・都市・地域交通戦略推進事業（交付金・補助金）
- ・ウォーカーカブル推進税制
- ・官民連携まちなか再生推進事業（補助金）
- ・まちなか公共空間等活用支援事業（補助金）等

ウォーカーカブル推進都市・マチミチ会議

- ・最新の情報・知見の共有・展開等

予算・税制支援による取組の実施

ウォーカーカブル推進都市・

マチミチ会議構成員の連携強化

（オンラインプラットフォームの構築）

STEP 3 に到達する
都市数の増加

9. ウォーカブル推進都市一覧

- 312都市が“WEDO”※の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和3年6月30日時点)
- 52都市がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。

※Walkable(歩きやすくなる) Eyelevel(まちに開かれた1階) Diversity(多様な人の多様な用途、使い方) Open(開かれた空間が心地よい)

※令和3年6月末までに、都市再生特別措置法に基づき滞在快適性等向上区域を設定している市町村:

北海道	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 北広島市 黒松内町 栗山町 沼田町 東神楽町 上士幌町	青森県	青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 むつ市	岩手県	盛岡市 花巻市	宮城県	仙台市 塩竈市 柴田町	秋田県	秋田市 横手市 湯沢市	山形県	山形市 鶴岡市 酒田市 大曲市 小国町 大曲市 大曲市	福島県	福島市 郡山市 須賀川市 会津若松市 白河市	茨城県	水戸市 土浦市 石岡市 下妻市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 大洗町 境町	栃木県	宇都宮市 足利市 小山市 下野市 上三川町	群馬県	前橋市 館林市 桐玉町 さいたま市 熊谷市 所沢市 本庄市 春日部市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 幸手市 美里町 上里町 宮代町 杉戸町	千葉県	千葉市 木更津市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 酒々井町 白子町 長柄町	東京都	千代田区 新宿区 台東区 墨田区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 荒川区 足立区 八王子市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市 多摩市 稲城市 神奈川 横浜	神奈川県	川崎市 相模原市 鎌倉市 逗子市 厚木市 大和市 新横浜 新横浜 長岡市 三谷市 見沼市 富山県 富山市 高岡市 石川市 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市 福井県 福井市 敦賀市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 山梨県 甲府市 長野県	新潟県	新潟市 三条市 見沼市 富山県 富山市 高岡市 石川市 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市 福井県 福井市 敦賀市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 山梨県 甲府市 長野県	岐阜県	岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市	静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 下田市 湖西市 愛知県	三重県	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 熊野市 朝日町 明和町	滋賀県	大津市 彦根市 草津市 守山市 東近江市 愛荘町 京都府 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町 大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 河内長野市 羽曳野市 門真市 高石市 東大阪市	和歌山県	和歌山市 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 島根県 松江市 江津市 津和野町 岡山県	鳥取県	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 島根県 松江市 江津市 津和野町 岡山県	徳島県	徳島市 阿南市 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 多度津町 愛媛県 松山市 大洲市 内子町	香川県	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 多度津町 愛媛県 松山市 大洲市 内子町	愛媛県	松山市 大洲市 内子町	高知県	高知市 南国市 四万十市 福岡県 北九州市 福岡市 久留米市 飯塚市 田川市 柳川市 春日市 大野城市 古賀市 うきは市 川崎町	佐賀県	佐賀市 基山町 上峰町 長崎県 長崎市 熊本県 熊本市 菊池市 南関町 益城町 あさぎり町	宮崎県	宮崎市 小林市 綾町 高鍋町 川南町	鹿児島県	霧島市 姶良市 中種子町 沖縄県 うるま市	大分県	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 日出町 玖珠町
-----	--	-----	--	-----	------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----	---	-----	------------------------------------	-----	---	-----	-----------------------------------	-----	--	-----	---	-----	---	------	---	-----	--	-----	--	-----	--	-----	---	-----	---	------	--	-----	--	-----	---	-----	---	-----	-------------------	-----	--	-----	---	-----	--------------------------------	------	-----------------------------------	-----	---

※蓮田市(埼玉県)・長浜市(滋賀県)・宇多津町(香川県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

- Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

政府一丸となったスマートシティの推進体制

統合イノベーション戦略推進会議

議長：官房長官、議長代理：科学技術担当大臣

指示 ▼ ▲ 報告

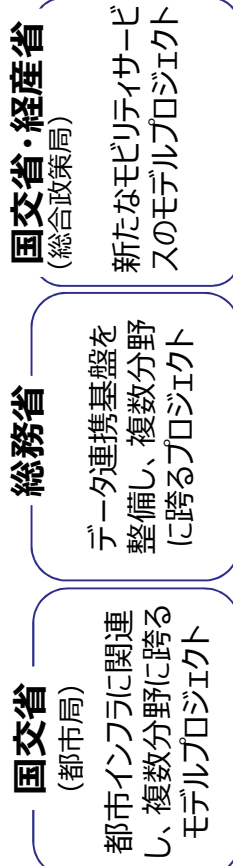
スマートシティ・タスクフォース会合

関係府省（事務局：内閣府）

○関係府省連携による施策推進体制



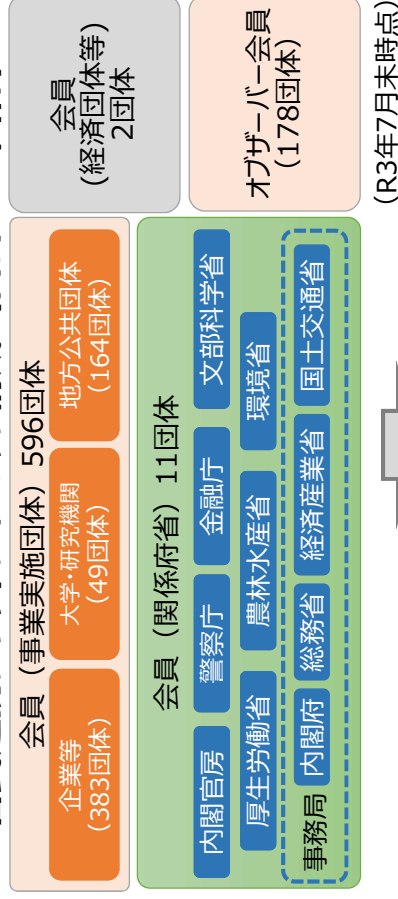
モデル事例の構築と全国への横展開



産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

官民連携プラットフォームの構成（合計787団体）



① 事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

③ マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体等と、解決策やノウハウを持つ民間事業者等とのマッチングを支援

② 分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

④ 普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

10. スマートシティモデル事業箇所図（R1～R2）

● 先行モデルプロジェクト

番号	プロジェクト実施地区	対象区域
1	北海道 札幌市	市の中心部および郊外
2	秋田県 仙北市	市全域
3	茨城県 つくば市	市全域
4	栃木県 宇都宮市	市全域
5	埼玉県 毛呂山町	町全域
6	千葉県 柏市	柏の葉キャンパス駅周辺
7	東京都 千代田区	大手町・丸の内・有楽町エリア
8	東京都 江東区	豊洲エリア
9	静岡県 熱海市 下田市	熱海市市街地 下田市市街地
10	静岡県 藤枝市	市全域
11	愛知県 春日井市	高蔵寺ニュータウン
12	京都府 精華町 木津川市	けいはんな学研都市 (精華・西木津地区)
13	島根県 益田市	市全域
14	広島県 三次市	川西地区
15	愛媛県 松山市	中心市街地西部
16	埼玉県 さいたま市	大宮駅・さいたま新都心 周辺地区
17	東京都 大田区	羽田空港跡地第1ゾーン
18	新潟県 新潟市	中心市街地
19	愛知県 岡崎市	乙川パーフロント QURUWA地区
20	大阪府 大阪市	うめきた2期地区、夢洲地区
21	兵庫県 加古川市	市全域
22	熊本県 荒尾市	南新地区

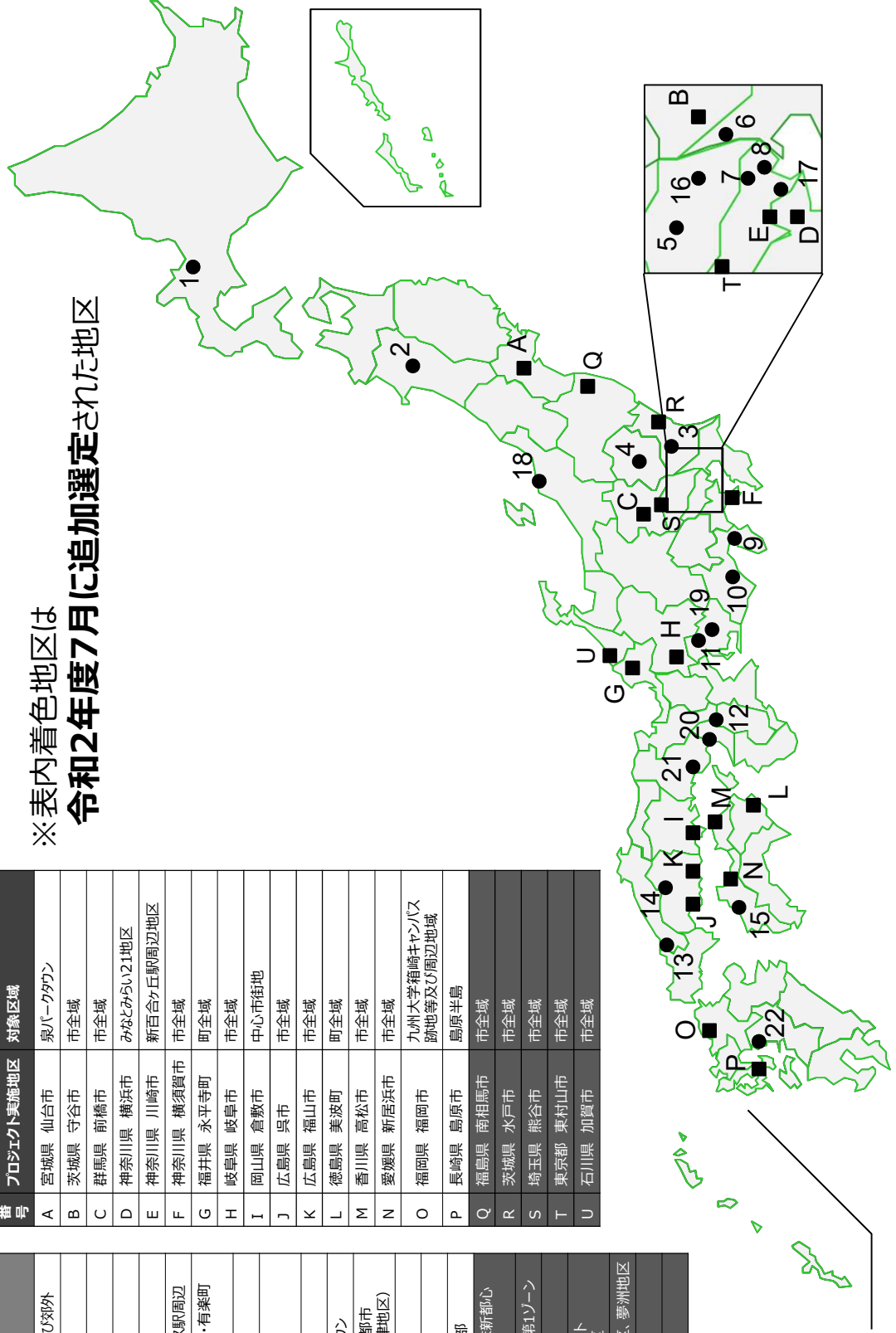
■ 重点事業化促進プロジェクト

番号	プロジェクト実施地区	対象区域
A	宮城県 仙台市	泉パークタウン
B	茨城県 守谷市	市全域
C	群馬県 前橋市	市全域
D	神奈川県 横浜市	みなとみらい21地区
E	神奈川県 川崎市	新百合ヶ丘駅周辺地区
F	神奈川県 横須賀市	市全域
G	福井県 永平寺町	町全域
H	岐阜県 岐阜市	市全域
I	岡山県 倉敷市	中心市街地
J	広島県 呉市	市全域
K	広島県 福山市	市全域
L	徳島県 美波町	町全域
M	香川県 高松市	市全域
N	愛媛県 新居浜市	市全域
O	福岡県 福岡市	九州大学箱崎キャンパス 跡地等及び周辺地域
P	長崎県 島原市	島原半島
Q	福島県 南相馬市	市全域
R	茨城県 水戸市	市全域
S	埼玉県 熊谷市	市全域
T	東京都 東村山市	市全域
U	石川県 加賀市	市全域

※表内着色地区は

令和2年度7月に追加選定された地区

R3.7.31現在

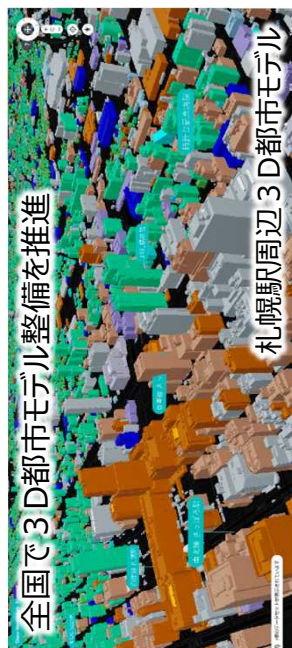


1 1. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 PLATEAU by MLIT

- 「スマートシティ」をはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、その基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進（Project PLATEAU（プラトール））。
- データ標準仕様の策定等を進めるとともに、多様な分野における3D都市モデルを活用したユースケース開発の実証実験や、オープンデータ化による民間利用の促進を図る。

3D都市モデルの整備

- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した「3D都市モデル」を整備（令和2年度時点で約60都市）。

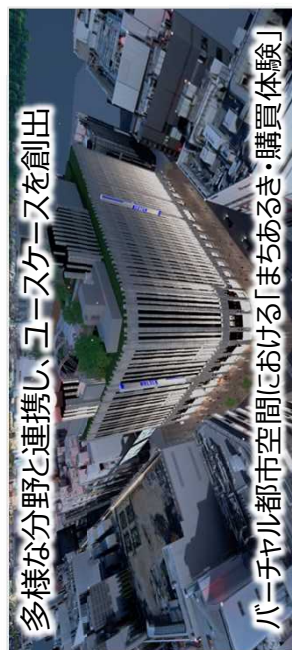


- 今後、建物や道路の詳細モデルの仕様策定、効率的なデータ整備・更新の手法開発、測量手法のマニュアル策定等に取組む。

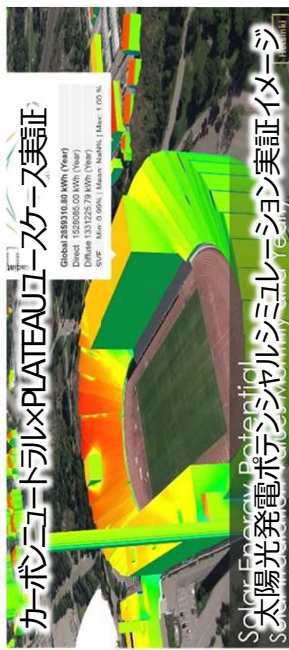


ユースケース開発

- スマート・プランニング、防災、都市活動モニタリング、民間サービスなど、多様なテーマでユースケース開発を実証し、事例を創出。



- 今後、更に多様な企業、研究機関、他省庁等と連携し、「脱炭素」や「モビリティ」等のテーマでユースケースの深堀に取組む。



オープンデータ化

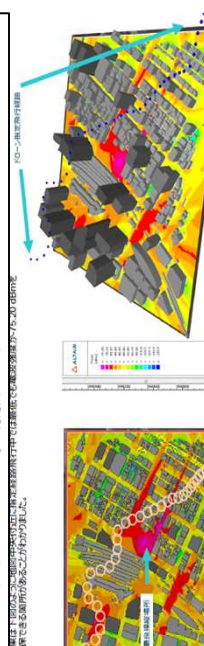
- 多様な分野で3D都市モデルの活用を活性化させ、オープンイノベーションを創出するため、整備した約60都市のデータをオープンデータとして公開。

「G空間情報センター」にてデータを公開



- データ公開後、市場ベースでPLATEAUを活用したサービス等が続々と登場。引き続きオープンデータ化を促進するため、課題整理等に取組む。

ローカル5Gの伝搬シミュレーション



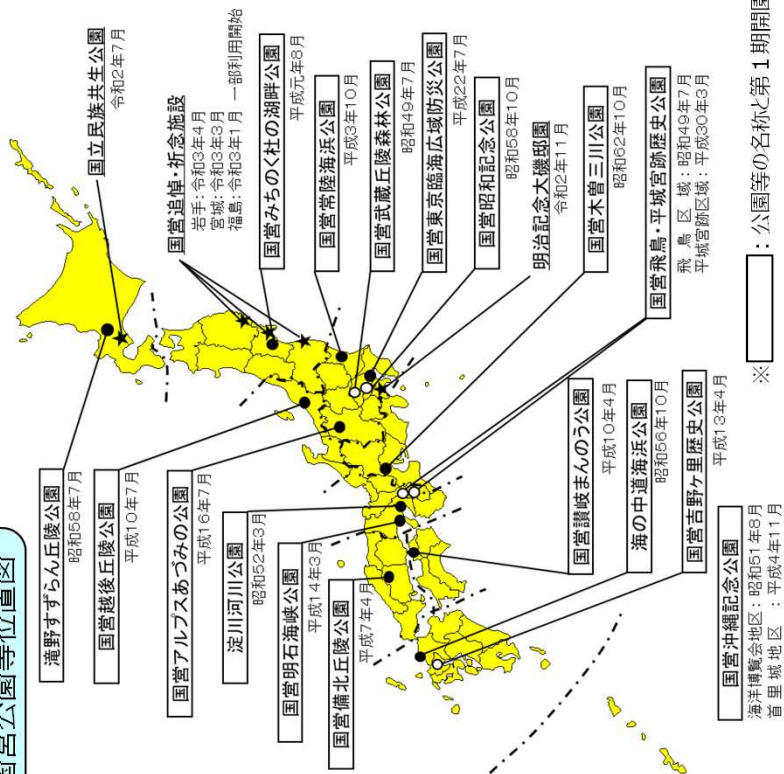
シミュレーションに基づくドローン運行ルート設定・確認

アルテアエンジニアリング「Altair WinProp」

12. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する国営公園については、**現在 17 公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第 4 条第 1 項第 48 号に基づき、5箇所で公共空地の**整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度は、国・自治体あわせて65公園で活用**されている。

國智網圖



- 1号公園：一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置（1.2ヶ所）
 ○2号公園：国家的な記念事業又は我が国固有の偉れに文化的資産の保存及び活用を図るために設置（5ヶ所）
 ★公共空地：国土交通省設置法第4条第1項第48項に基づき整備及び維持管理（5ヶ所）

Park-PFIの活用状況

(令和3年4月28日時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	2	0	2	0
自治体の公園	63	5	28	30
合計	65	5	30	30

都市公園の体系

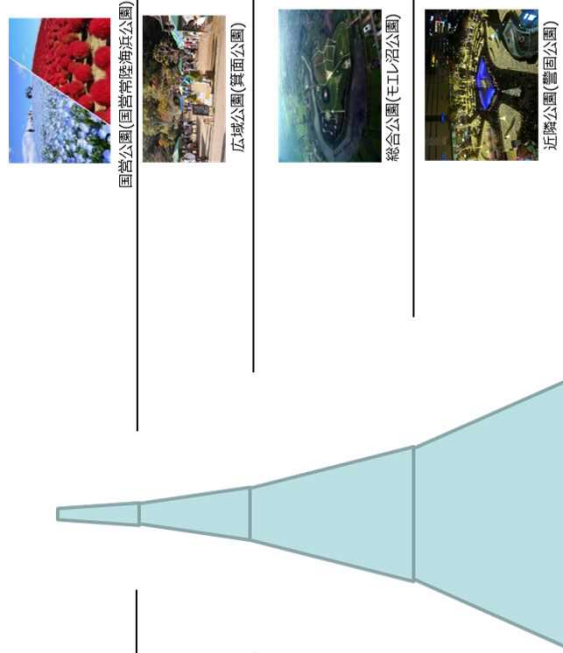
国营公园(17箇所)
事業主体：国

大規模公園
広域公園(220箇所)
主な事業主体:都道府県

都市基幹公園
運動公園(832箇所)
総合公園(1,376箇所)
主な事業主体:都道府県・市区町村

住区基幹公園
地区公園(1,626箇所)
近隣公園(5,813箇所)
街区公園(89,192箇所)
主な事業主体:市区町村

※箇所数は、令和元年度末時点



1 3 . 都市開発の海外主要案件

概要

- 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、都市再生機構（UR）が海外業務を行うことが可能となった。

取組事例

～西シドニー新空港周辺開発計画～

- オーストラリア・西シドニー空港（2026年開港予定）を核とする新たな都市圏（ウェスタン・シドニー・エアロポリス）を創造する開発プロジェクト。
- URが相手国機関との間で締結したアドバイザリー契約に基づき、URの知見を活用した技術的支援を実施。



エアロポリス構想
（総面積：約11,200ha）

Aerotropolis Core

航空・宇宙産業に係る研究・開発機能を誘致するエリア

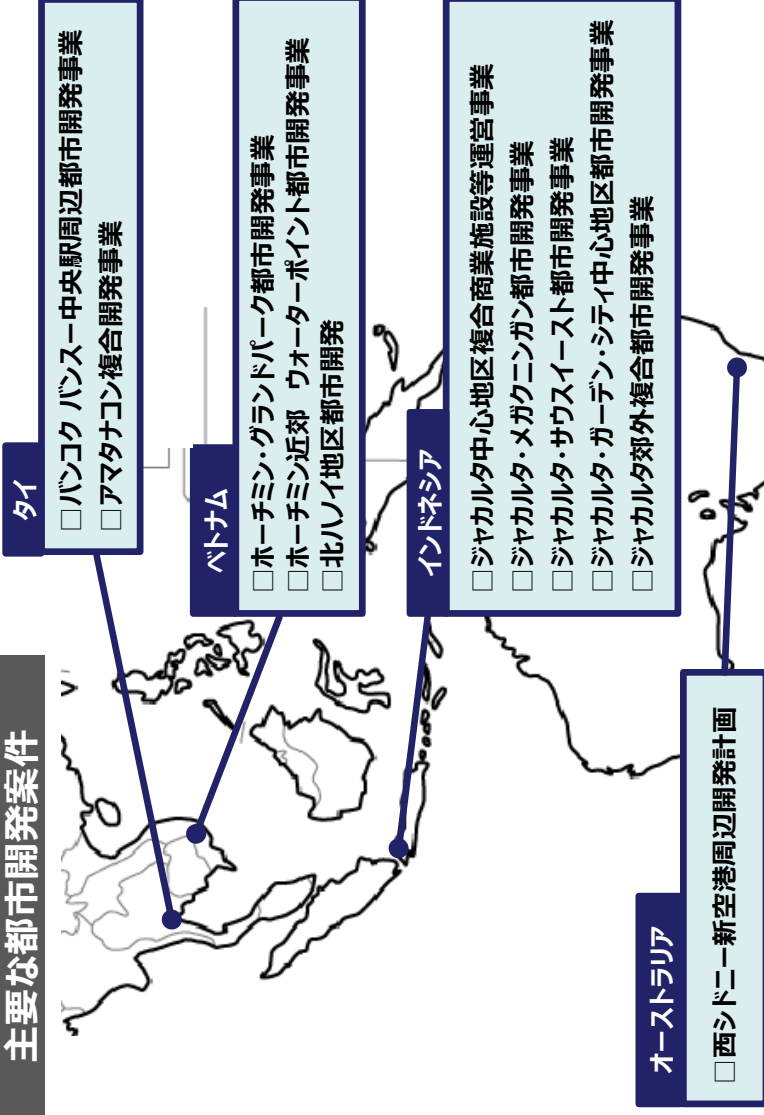
Northern Gateway

高等教育機関、医療施設等を誘致するエリア

Agribusiness & Agriculture

既存の農業・畜産業（酪農・養鶏）を集積させ、輸出品を製造・加工するエリア

主要な都市開発案件



※NSW州政府資料より抜粋

※ミャンマーについては、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討

（この冊子は、再生紙を使用しています。）